



故歩兵曹長 藤 隆 秀 雄氏  
吉濱町の士 今次事變應召三島部隊に  
屬し北海に出征以來行動共に克く敵匪  
と戦ひたり然るに同年八月廿七日敵匪  
の一弾は氏の左胸部に貫通壯烈なる戦  
死を遂ぐ同日任曹長

故歩兵伍長 柏 本 友 光氏  
吉濱町の士 長谷川部隊に屬し中支の  
戦闘に参加各地に於て武勳を輝かせり  
十三年九月廿九日中華民國江西省武寧  
縣貫下陳南方高地附近に於て左胸部貫  
通銃創を受け名譽の戦死を遂ぐ同日任  
上等兵勳八等旭日章功七級金鷄勳章下  
賜せらる

故歩兵伍長 岩 本 助 太郎氏  
吉濱町の士 今次事變應召浦野部隊に  
屬し懷遠附近の戦闘を始め各地に奮戦  
九月十三日安徽省五安縣葉家集に於て  
腰部及膝關節部挫傷を受け内地還送大  
阪陸軍病院に入院中同病室勝チブノ爲  
十四年二月六日同病院に於て戦傷病死  
す同日任伍長



故歩兵伍長 向 笠 利 一氏  
吉濱町の士 今次事變應召津田部隊に  
屬し各地の戦闘に於て武勳を輝かし同  
年十月十八日上海南部張沿宅に於て右  
腹に貫通銃創を受け名譽の戦士を遂  
ぐ同日任伍長勳七等青色桐葉章功七級  
金鷄勳章下賜せらる

故歩兵上等兵 秋 澤 彌 太郎氏  
吉濱町の士 今次事變應召渡邊部隊に  
屬し中支の戦闘に参加瀛藻クリーク右  
岸戦闘各地に参加十二年十月廿日李家  
樓に於て胸部貫通銃創を受け名譽の戦  
死を遂ぐ同日任上等兵勳八等旭日章功  
七級金鷄勳章下賜せらる

故歩兵上等兵 小 澤 式 氏  
吉濱町の士 昭和六年乃至九年事變に  
於ける勳勞により金參拾圓を賜ふ十四  
年八月ノモンハン任地着同年八月二十  
七日「ワルシヤ河」に於て横腹に砲弾  
命中名譽の戦死を遂ぐ同日任上等兵





故工兵上等兵 須藤房春氏  
吉濱町の士 今次事變應召小池部隊に  
屬し中支の戦間に參加各地に於て武勳  
を樹て十三年二月九日蚌埠に於ける淮  
河敵前渡河戦間に於て負傷當地方第二  
野戦病院に於て戦傷死す同日任上等兵  
勳八等旭日章功七級金鷲勳章下賜せら  
る



故歩兵上等兵 鈴木喜太郎氏  
吉濱町の士 今次事變應召津田部隊に  
屬し中支の戦間に參加十三年十月五日  
盧山に於て腰部及頭部に貫通銃創を受  
け名譽の戦死を遂ぐ同日任上等兵勳八  
等旭日章功七級金鷲勳章下賜せらる



故歩兵上等兵 鈴木竹治氏  
吉濱町の士 滿洲事變に出征各地の戦  
間に參加勳功により勳八等瑞寶章從軍  
記章下賜今次事變に應召津田部隊に屬  
し出征中支各地の戦間に赫々たる武勳  
を樹られしも遂に戦傷し内地に歸還千  
葉佐倉陸軍病院へ入院惜しくも遂に  
十四年七月二十五日戦傷死せらる歩兵  
上等兵に昇進



故輜重兵上等兵 鈴木藏氏  
吉濱町の士 今次事變應召島海部隊に  
屬し中支に派遣伊藤部隊に配屬武漢大  
海戦に臨み前戦の彈藥補給の際彈藥を  
目的地へ運搬自動車を車廠に置くと同  
時に倒る直ちに野戦病院に收容十三年  
九月二十九日他界の華と散る同日任上  
等兵勳八等旭日章下賜せらる



故歩兵上等兵 佐藤利一氏  
眞鶴町の士 今次事變伊集院部隊に屬  
し北支の戦間に參加十四年九月四日山  
東省高唐縣杜莊附近に於て右大腿部に  
貫通銃創を受け名譽の戦死を遂ぐ同日  
任上等兵



故歩兵伍長 岩本丑明氏  
片浦村の士 今次事變應召津田部隊に  
屬し中支の戦間各地に轉戦十四年五月  
十二日南昌の激戦の最中病魔に冒され  
不幸戦病死す同日任伍長(富家は既に  
三名の出征者を出したる名譽の家にし  
て末子は本年總齡検査合格受合)



故海軍三等兵曹 田中元吉氏  
眞鶴町の士 今次事變應召加藤部隊に  
屬し週江部隊參加廣東水路入城以來水  
啓開又は塞作戦等に於て數々の武勳を  
樹つ殊に防禦嚴重なる中山東方横門溪  
水竹山トーチカ陣地突入には決死を以  
て猛烈に激戦中敵手榴彈の集中攻撃を  
受け十四年十月七日壯烈なる戦死を遂  
ぐ同日任海軍三等兵曹



故歩兵伍長 池島登喜夫氏  
福浦村の士 今次事變飯田部隊に屬し  
中支に派遣十四年十二月十七日江西省  
梅笈嶺の敵を撃滅すべく敵彈雨霰の中  
をも愈々意氣旺盛突入の際頭部及左胸  
部に貫通銃創を受け壯烈なる戦死を遂  
ぐ同日任伍長



# 帝國在郷軍人會摘要

## 總裁宮殿下令旨

帝國在郷軍人會組織成リ茲ニ 天長ノ佳節ヲトシテ本部ノ發會式ヲ舉ク。惟フニ在郷軍人ハ國民ノ精華ニシテ軍ノ編成之ニ頼ルモノ頗ル重大ナリ。是ニ於テカ統一指導ノ下ニ其團體ヲ組織シ、以テ在郷軍人ノ本分ヲ淬勵スルノ必要極メテ切ナリトス。是レ即チ本會ノ組織ヲ見ルニ至レル所以ナリ。自分各員相依リ相助ケテ益々軍人精神ヲ發揮シ、其技能ヲ修養シ以テ本會設立ノ趣旨ヲ貫徹センコトヲ望ム

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會總裁陸軍大將大勳位功二級 貞 愛 親 王

## 令 旨

帝國在郷軍人ノ發達ハ夙ニ世ノ矚目スル所ニシテ其ノ大成ヲ待ツコト一日ノ故ニアラス且現下歐米各國ノ實情ト我國ノ情勢トニ考フレハ在郷軍人ニ要望スヘキモノ更ニ多キヲ加ヘ小康ニ甘スルヲ容サス載仁茲ニ總裁ノ任ヲ繼承シ切ニ重責ヲ思ヒ日夜精勵進運ヲ開拓シテ國防ノ完備ニ資セント欲ス諸子深ク此ノ意ヲ體シ忠良健實以テ上聖諭ニ奉對シ下國民ノ信賴ニ副ハムコトヲ望ム



大正十二年五月八日

帝國在郷軍人會總裁

元帥陸軍大將大勳位功二級

載 仁 親 王

二

### 帝國在郷軍人會設立ノ趣意

必任義務兵役ノ法實施以來、在郷軍人ヲ主腦トスル尙武團體漸ク其ノ勢ヲ加ヘ現時各市區町村殆ント其ノ設立ノ見サルナキノ盛況ヲ呈スルニ至リタリ。而シテ是等ノ團體ハ主トシテ在郷軍人ノ品位ヲ高メ國民ノ軍事思想ヲ啓發スルニ努メ、以テ過去數回ノ戰役ニ以テ貢獻スル所尠少ナラストス。然リト雖モ其設立及經營ハ從來全ク各郷個々ノモノニ屬シ、其ノ目的及行動ニ關シ、連繫統一以テ之ヲ指導シ、之ヲ振作スルノ機關ナシ。加之將來軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精銳ヲ必要トスルコト愈々切實ナルヲ以テ復タ之ヲ現時ノ狀態ニ放任スルヲ許サ、ルニ至レリ。依テ茲ニ各市區町村ニ於ケル在郷軍人ノ既設團體ヲ糾合シ、其ノ目的ヲ定一ニシ、其ノ行動ヲ整齊ニシ、尙ホ未タ其ノ備ヲ見サル地方ニ於テハ其ノ設立ヲ獎勵シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛練ト、軍事知識ノ増進トヲ圖リ併セテ會員ノ相互扶助慰藉ノ方法ヲ講セシメントス是レ帝國在郷軍人會ヲ設立スル所以ナリ

### 會長ノ宣言

帝國臣民ノ武士的精神ニ富ムハ一國ノ精華トシテ字内ノ稱揚措カサル所ナリ。最近戰役ニ大捷亦首トシテ之ニ因由スルヤ論ヲ俟タス。而シテ國軍ノ要素タル在郷軍人ニ在リテハ一層此ノ精神ヲ發揚シ軍事ノ知識ヲ増進シ

砥礪淬磨、以テ皇室ノ屏翰タリ國家ノ干城タル負荷ニ堪フルコトヲ期スルハ蓋シ當然ノ義務也近時各地ニ物興セル在郷軍人ノ團體ハ概シテ上述ノ目的ヲ有スト雖モ統一、指導其機關ヲ缺キ、隨テ其ノ効果顯著ナルヲ得ス時ニ或ハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハス。仍テ本官等相圖リテ帝國在郷軍人會ヲ設立シ、總裁貞愛親王殿下ノ旨ヲ奉シテ、之カ糾合指導ノ任ニ膺ラントス。其目的他ナシ。在郷軍人ヲシテ善ク軍人タルノ本分ヲ盡サシメントスルニアリ。即チ明治十五年軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉體シテ軍事能力ヲ増進シ、相互ノ親睦ヲ俾フシ、其ノ品位ヲ高メ各自ノ業務ニ精勵シ、以テ國民ノ最良模範タラシメン事是ナリ。本會々員ハ一意専心此ノ趣旨ヲ遵奉シ規約ノ定ムル所ニ從ヒ、至誠以テ本會ノ發達ヲ期セサルヘカラス、萬一本會々員ニシテ此ノ團結力ヲ利用シ政治ニ干與スルカ如キ事アラン乎、嘗ニ軍人會設立ノ本旨ニ乖戾スルノミナラス、弊害ノ及フ所實ニ測ルヘカラサルモノアラントス、是レ最モ慎戒ヲ要スル一事ナリ。茲ニ本部ノ發會ニ臨ミ各員ノ努力ヲ前述ニ切望スト云爾

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々長

陸軍大將正三位勳一等功一級子爵

寺 内 正 毅

### 會老の式辭

總裁殿下ノ令旨ヲ拜シ感激措ク能ハス。今ヤ國運益々皇張シ、干城ノ任務愈々重ヲ加ヘタリ。吾人軍人タルモノハ、上下ヲ問ハス、出張ヲ論セス、鞠躬士道ヲ修メ、孜孜技能ヲ磨キ、事ニ戒軒ニ從テハ、國事ノ柱礎タリ退テ郷黨ニ處シテハ後進ヲ薰化シ以テ、國民ノ代表タリ。陛下ノ股肱タルニ愧チサル事ヲ期セサル可ラス吾人會員相率キテ令旨ヲ奉體シ、能ク本會ノ主旨ヲ全フスルヲ得ハ庶幾ハ國民皆兵ノ實ヲ擧ケ、我國ノ基礎ヲ固フ

三



スルヲ得ン是獨リ 至尊覆載ノ恩ニ奉對スル所以ナルノミナラス、抑モ又國家ノ福祉ニシテ予ノ諸君ト與ニ行カント欲スル所ノ道ナリ茲ニ發會ニ方リ聊カ一言ヲ述ヘテ會員ニ告ク  
明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々老元帥

陸軍大將正二位大勳位功一級公爵

山形有朋

在郷軍人一般

宇内ノ大勢東洋ノ狀態ニ稽フレハ帝國臣民ハ夙夜淬勵大ニ國運ノ興隆ニ贊襄セサルヘカラス近時歐洲ノ戰亂ハ國民皆兵ノ事實ヲ證シ軍人精神ノ益々民心ニ洽ク軍人思想ノ愈々郷閭ニ漲ルノ必要明ニス夫レ在郷軍人ハ舉國皆兵ノ楨幹ニシテ國家富強ノ中堅ナリ勤儉ヲ旨トシ文弱ニ流レス士道ヲ重ンシ武事ヲ尙ヒ産ヲ治メ業ヲ興シ軍隊教育ノ本義ヲ貫徹シ富國強兵ノ基礎ヲ堅實ニシテ上ハ優渥ナル 聖旨ニ對ヘ下ハ同胞ノ倚信ニ副ヒ以テ軍人ノ本分ヲ全フセンコトヲ期スヘシ 右訓示ス

大正五年九月二十五日

海軍大臣 加藤友三郎  
陸軍大臣 大島 健一

陸海軍大臣ハ今回宇内ノ大勢ト國家ノ現狀トニ鑑ミ在郷軍人ノ方ニ抱持スヘキ覺悟ニ就テ訓示セラレタリ惟フニ國家ノ前途愈々大事ナラントスルノ秋ニ方リ民國漸ク浮華輕佻ノ風ニ趨リ軍隊教育ノ精神ト相反スルノ傾向

アルハ洵ニ痛歎ニ堪ヘサルナリ殊ニ憂慮スヘキハ近時農村疲憊ノ現象アルコト是レナリ蓋シ都會ニ於ケル奢侈ノ風地方ニ浸淫シ儉素ノ美風ヲ破壞シテ人心ヲ萎靡セシメタルト農家徒ラニ新奇ヲ街ヒ究理ニ走リテ實行ニ力メス努力ヲ惜ミ若クハ餘力ヲ利用シテ殖産ヲ圖ラサルトニ因ルコト多キヲ信ス之カ振興ハ焦眉ノ急務ニシテ其方法ハ大ニ勤儉貯蓄ノ美風ヲ鼓吹スルト共ニ産業上ノ進歩改良ヲ圖リテ收穫ヲ増加シ有利ナル副業ヲ營ムニ在リ故ニ本會員タルモノハ努メテ産業上ノ知識ヲ涵養シテ躬行率先他ヲ誘導シ郷黨ノ信賴ヲ厚クシ以テ農村ノ振興地方ノ開發ニ貢獻スヘキナリ是レ即チ軍隊教育令ト軍隊内務書トノ精神ニ合致シ良兵良民ノ趣旨ヲ徹底セシムル所ニシテ分會設立ノ意義茲ニ始メテ其ノ全キヲ見ルヘシ此事タル主トシテ地方公官吏ノ指導誘掖ニ待タサルヘカラス是ヲ以テ今回特ニ關係諸省彼此協力シテ獎勵セラルルコトナレリ各員宜シク以上ノ主意ヲ體シ地方公吏ノ指導ニ從ヒ精勵之カ實行ニ任シ大ニ其成績ヲ舉ケンコトヲ望ム若シ夫レ地方ニ於テ從來此種ノ計畫或ハ團體ノ存在アルモノアルハ進ンテ之ト協同シテ其効果ヲ全クスヘク必シモ新規特殊ノ活動ヲ求ムルノ主旨ニアラス要ハ質素勤儉ノ美風ヲ振作シ生産力ノ増進ヲ圖リ以テ時勢ノ要求ニ應スルニ在リ而シテ漁村又ハ市街地方分會ノ如キ亦以上ノ主意ニ基キ殖産上工業適當ノ方法ヲ攻究シテ實行スルヲ必要トス 右訓示ス

大正五年九月二十五日

帝國在郷軍人分會長伯爵 寺 内 正 毅



# 帝國在郷軍人會會則

六

## 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ昭和十一年勅令第三百六十五號帝國在郷軍人會令ニ依リ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス
- 第三條 本會則中帝國在郷軍人會令ハ會令ト、帝國在郷軍人會規程ハ規程ト略稱ス
- 第四條 本部ハ之ヲ東京ニ置キ本會ノ指導監督機關トス
- 第五條 會令第五條ニ基キ本會ハ團體トシテ、本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ズ
- 第六條 本會則中郡、市、町、村トアルハ各左記下欄ノ地ニ相當ス  
北海道、樺太ニ在リテハ支廳長ノ管轄區  
臺灣ニ在リテハ州知事及廳長ノ管轄區  
朝鮮ニ在リテハ郡守、島司ノ管轄區  
市 東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市及神戸ニ在リテハ區  
府尹、市尹ノ管轄區  
町村、町村ニ準スヘキモノ（臺灣ニ於ケル郡及支廳長ノ管轄區ヲ含ム）

## 第二章 目的及事業

第七條 本會ハ會令第一條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業ヲ行フ事業ノ計畫及實施ニ付テハ左記其ノ一ノ要綱ニ則リ行事ハ其ノ二ノ各號ニ準據スルモノトス

其ノ一

- 一 聖旨ヲ奉體シ軍人ノ本分ヲ恪守スルコト
- 二 皇軍ノ任務ニ寄與スルヲ主眼トスルコト
- 三 階級秩序ヲ重シテ鞏固ナル團結ヲ形成スルコト
- 四 犠牲奉公ノ實ヲ擧クルコト
- 五 實踐躬行ノ範ヲ郷黨閭里ニ垂ルルコト

其ノ二

- 一 廉アル行事ニ際シテハ勅諭、勅語、詔書捧讀式ヲ行ヒ新年、紀元節、天長節、明治節及廉アル宮中ノ式典當日ハ遙拜式ヲ行フコト
- 二 軍人精神ノ鍛鍊、軍事學術ノ研究及演練並ニ體育ヲ行フコト
- 三 會員ヲシテ應召準備ヲ整頓セシムルコト
- 四 團體及會員ノ指導、精神修養、軍事及一般知識ノ増進並ニ國防思想普及ノ爲講演ヲ行ヒ雜誌、圖書等ヲ發行シ其ノ他各種ノ施設ヲ講スルコト
- 五 現役兵又ハ補充兵トシテ入營又ハ入團スル者及補充兵ニシテ未タ入營セサル者ノ軍事教育ヲ行フコト
- 六 本會創立記念日ニ式典ヲ行フコト
- 七 入退營團者ヲ送迎スルコト
- 八 會員、現役者及戰（公）傷病軍人並ニ其ノ家族ニ對シ必要ニ應シ慶弔、慰藉又ハ扶助ヲ行フコト
- 九 召集、徵發業務ヲ幫助シ又ハ徵兵、徵募檢査及簡閱點呼ノ際其ノ業務ヲ援助スルコト
- 十 青年學校及青年訓練所ノ發達ヲ援助シ特ニ其ノ教練ヲ幫助シ且青年團員及少年團員ノ誘掖指導ニ協力スルコト
- 十一 過去戰役ヲ記念シ戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ幫助シ且其ノ遺族及戰（公）傷病軍人

七



ヲ優遇スルコト

十二 御警衛ニ關シ責任官憲ヲ援助スルコト

十三 公安ノ維持竝ニ防衛防諜及救護事業ニ協力スルコト

十四 思想ノ善導、風教ノ改善ニ協力シ社會公益事業ヲ補助スルコト

第八條 本會ハ本會ノ事業ト其ノ目的又ハ種類ヲ同クスル事業ヲ行フモノアルトキハ要スレハ之ト協同シテ該事業ヲ實施シ又ハ幫助スルモノトス

### 第三章 組 織

第九條 本會ノ組織ハ規程第一條乃至第五條ニ依ル

第十條 本部ニ所要ノ部(課)ヲ置ク其ノ細部ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第十一條 聯合分會、分會ノ新設、併合、分離及廢止ハ支部長本部直屬ノモノハ會長、聯合支部直屬ノモノハ聯合支部長ノ承認ヲ經テ行フモノトス

第十二條 聯合分會ハ内地(樺太ヲ含ム)ニ在リテハ各都市ノ區域内ニ、朝鮮、臺灣、關東州、南洋諸島及其ノ他ノ地ニ在リテハ特ニ定ムル區域内ニ在ル分會ヲ以テ組織ス但シ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ分會ハ其ノ事務所所在地ノ聯合分會ノ組織ニ編入ス

第十三條 分會ハ本會ノ團結及事業實施上ノ單位ニシテ各町村ノ區域内ニ在ル會員ヲ以テ組織ス但シ外國領土ニ在リテハ其ノ地居住ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在リテハ其ノ所屬ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

市及聯合分會ヲ設置シアル町村ニ於テ同一聯合分會ノ居住スル海軍ノ正會員、特志會員多數ニシテ分會トシテ事業ヲ實施セシムルヲ適當ト認ムルトキハ支部長ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケ當該聯合分會内ニ海軍ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織セシムルコトヲ得

第十四條 前二條ノ外必要アル場合ニ於テハ鄰ノ區域内又ハ市ニ數箇ノ聯合分會ヲ、同一支部管内ニ於ケル隣接スル郡ノ區域又ハ其ノ一部ヲ合シテ一箇又ハ數箇ノ聯合分會ヲ、町村内ニ一箇ノ聯合分會又ハ數箇ノ分會ヲ組織スルコトヲ得

第十五條 分會ハ行政區劃、小學校通學區域又ハ交通等其ノ地方ノ狀況ニ從ヒ通常班ニ區分ス

班ハ更ニ最寄若干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第十六條 協同ノ事業ヲ處理スル爲必要アル場合ニハ支部長ノ承認ヲ經テ左ノ區分ニ從ヒ聯合會ヲ設置スルコトヲ得

一 大ナル都市及樺太ニ於テハ聯合分會ノ聯合會但シ一都市ニシテ二箇以上ノ支部ノ區域ニ亘ル地ニ在リテハ聯合支部長ノ承認ヲ經テ之ヲ設置シ關係支部長ノ協同監督ヲ受クルモノトス

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ於テ數個ノ分會ヲ有スルモノニ在リテハ分會ノ聯合會

第十七條 前條ノ規定ニ依リ聯合會ヲ設置スルトキハ第一號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會ノ、第二號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會及分會ノ協議ニ依リ聯合會規約ヲ定メ所屬ノ支部長又ハ聯合支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

聯合會規約ニハ聯合會ノ名稱、協同事業、役員、費用支辨ノ方法等ヲ定ムルモノトス

第十八條 聯合分會其ノ組織内ニ海軍分會ヲ有スルモノヲ除クハ海軍ノ正會員、特志會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ海軍部ヲ設置スルコトヲ得

海軍部ヲ設置シアラサル聯合分會ノ下ニ在ル分會又ハ聯合分會ヲ組織シアラサル分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍ノ正會員、特志會員ヲ有スルトキ亦同シ

第十九條 聯合支部以下各團體ノ稱號ハ概ネ左記例稱ニ從フ

規程第六條ニ從ヒ

聯合支部 (帝國在郷軍人會第何師管(龍山)(臺灣)(滿洲)(北支那)聯合支部

九



支 部 規程第七條ニ從ヒ

帝國在郷軍人會何支部

聯合分會 郡、市等ノ名稱ヲ冠シ

帝國在郷軍人會何郡 (郡南部) (市) (市北部) (區) 聯合分會

町村又ハ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ノ名稱ニ從ヒ

帝國在郷軍人會何町 (村) 分會又ハ何市 (町) (村) 海軍分會

帝國在郷軍人會何工場 (鑛山) (會社) (運輸事務所) (保線事務所) (車庫) 分會

朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ於ケル聯合分會及分會ハ前項ニ依ルノ外通常其ノ區域内ニ在ル

著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ名稱ヲ冠シ且前記ノ例稱ニ準スルモノトス

第四章 會 員

第二十條

本會ノ會員ハ正會員、特志會員、特別會員及名譽會員ノ四種トス其ノ區別左ノ如シ

一 正會員 規程第八條第一項該當者

二 特志會員 正會員タリシモノニシテ規程第八條第一項ニ該當セサルニ至リタルモノノ中會員タルコトヲ希望スル者

三、特別會員 現役ノ將校、將校相當官及特務士官ニシテ役員タル者

四 名譽會員 前各號ノ會員ニ該當セサルモノニシテ特ニ本會ニ助力ヲ與ヘ若ハ功勞アリタルモノ又ハ其ノ協力ヲ受クヘキモノニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタル者

第二十一條 會員ノ所屬ハ左ノ區分ニ依ルモノトス

一 正會員及特志會員ハ住所ノ分會 在リテハ聯合支部ニ屬ス但シ本籍地以外ニ住所ヲ有スル者ハ住所ノ分會 在リテハ聯合支部ニ屬スルノ外本籍地ノ分會 在リテハ聯合支部ニ屬スルコトヲ得

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在ル正會員及特志會員ハ當該分會ニ屬ス但シ上記分會ニ屬スル外住所又ハ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

三 特別會員及名譽會員ハ其ノ推薦セラレタル團體ニ屬ス

第二十二條 分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其ノ移動ヲ明ニスルモノトス必要アル場合班ニ於テモ亦同シ

第二十三條 會員ハ其ノ住所又ハ團體ノ所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ所屬團體ニ届出ツルモノトス

第二十四條 特別會員及名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第二十五條 會員ニシテ會則ニ背キ分會ノ目的遂行上有害ト認メタルモノアルトキハ所屬團體ノ長ハ之ニ戒告ヲ與ヘ尙改悛セサル場合ニハ審議會ニ諮リ直屬上級團體長 分會ニ在リテハ聯合分會長ヲ經テ所屬支部長 會長ヲ經テ所屬支部長 會長ヲ經テ所屬支部長ノ承認ヲ受ケ一時會員タルノ待遇ヲ停止シ又ハ除名スルコトアルヘシ

第二十六條 前項ニ依リ處分セラレタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルトキハ前項ノ手續ニ準シ之ヲ復活セシムルコトヲ得

第二十七條 正會員ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニハ成ルヘク軍服ヲ着用スルモノトス

第五章 役員及顧問

第二十七條

本部ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

總務 若干名

參事 一名



第二十八條 聯合支部、支部ニ左ノ役員ヲ置ク  
監事 各若干名  
參事 與 各若干名  
審議員 一 名

第二十九條 聯合分會、分會ニ左ノ役員ヲ置ク  
監事 各若干名  
參事 各若干名  
審議員 一 名

長 聯合分會、分會ニ左ノ役員ヲ置ク  
副長 一 名  
參事 各若干名  
監事 各若干名  
審議員 一 名  
班長 一 名  
同副長 若干名  
組副長 一 名  
同副長 若干名  
海軍部長 一 名  
同副長 若干名

第三十條 會長ハ本會ヲ統轄ス  
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十一條 聯合支部長、支部長、聯合分會長及分會長ハ各所屬ノ團體ヲ統轄ス  
副長ハ所屬團體ノ長ヲ補佐シ其ノ長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十二條 參與ハ本會ノ重要事項ニ關シ會務ニ參與スルモノトス  
第三十三條 參事ハ所屬團體ノ長ヲ承ケ當該團體ノ經理ノ整否ヲ監査ス

第三十四條 役員ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ囑託スルモノトス但シ正會員ヲ以テ充ツル役員ニハ團體ノ實狀之ヲ要スル場合特志會員ヲ以テ又聯合分會及分會ノ長ニハ直屬上級團體長ニ於テ必要ト認ムル場合當該團體ノ區域内ニ居住<sup>工場、礦山等ノ分會ニ在</sup>スル正會員タル將官及各部官<sup>以下將官ト略稱ス</sup>ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

一 本部  
會長及副會長ハ總裁之ヲ囑託ス  
總務ハ正會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
參事及監事ハ正會員及特別會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
參與ハ會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
審議員ハ内地ニ在リテハ聯合支部長ニ於テ審議會ニ諮リ當該聯合支部内ノ正會員中ヨリ各支部區域毎ニ一名宛ヲ推薦シ朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國、北支那ニ在リテハ聯合支部長ニ於テ審議會ニ諮リ當該聯合支部内ノ正會員中ヨリ一名ヲ推薦シ且別ニ海軍人事部長ニ於テ鎮守府管區毎ニ海軍正會員中ヨリ審議員三名ヲ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス



前項中海軍正會員ノ審議員ノ銓衡ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル  
 イ、鎮守府管區内ニ在ル聯合支部ノ長ハ其ノ審議會ニ諮リ當該聯合支部内ノ海軍正會員中ヨリ各支部區域  
 毎ニ一名宛ノ候補者ヲ選定シ當該候補者所屬支部ノ所管鎮守府海軍人事部長ニ通報ス但シ支部ニシテ二  
 以上ノ鎮守府ノ管區ニ亘ルトキハ其ノ支部ハ海軍正會員數多キ區域ノ鏡守府管區ニ屬スルモノトシテ二  
 ノ推薦アル迄ハ海軍正會員數ニ移動アルモ其ノ所屬ハ之ヲ變更セス  
 ロ、海軍人事部長ハ前號ノ候補者中ヨリ審議員ヲ選定ス  
 二 聯合支部

聯合支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
 聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ其ノ一名關東州及滿洲國ニ在リテハ若干名ヲ聯合支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ審議

會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
 參事及監事ハ聯合支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス  
 審議員ハ支部長ニ於テ審議會ニ諮リ當該支部内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス

合支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應シ豫メ各支部ニ配當ス  
 前項ノ外本條第一項第一號ニ定ムル審議員ハ所屬聯合支部ノ審議タルモノトシ聯合支部長之ヲ囑託ス

三 支部  
 支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
 支部副長ハ支部長ニ於テ其ノ一名朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ若干名ヲ支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ審議會ニ諮リ

正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
 參事及監事ハ支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ支部長之ヲ囑託ス  
 審議員ハ聯合分會長聯合分會ヲ組織セサルニ於テ審議會ニ諮リ當該聯合分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應シ豫メ各聯合分會聯合分會ヲ組織セサルニ於テニ配

當ス但シ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ聯合分會及支部直屬分會數箇毎  
 ニ其ノ人員ヲ配當スルコトヲ得

四 聯合分會  
 聯合分會長ハ支部長本部直屬ノ聯合分會ニ在リテハ會長、聯合ニ於テ聯合分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告  
 ニ依リ總裁之ヲ囑託ス但シ將官ヲ以テ之ニ充ツル場合ハ聯合支部長ニ其ノ推薦方ヲ申請スルモノトス

前項聯合分會長ノ銓衡ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル  
 イ、聯合分會長ハ豫メ支部長ノ旨ヲ承ケ審議會ニ諮リ若干名ノ候補者ヲ選定ス但シ聯合分會創立ノ際ニハ  
 支部長ニ於テ當該聯合分會内ノ分會長ヲ召集シ其ノ意見ヲ徵シテ選定ス

ロ、支部長ハ前號ニ依ル候補者中ヨリ適任者ヲ選定ス  
 聯合分會副長ハ支部長本部直屬ノ聯合分會ニ在リテハ會長、聯合ニ於テ當該聯合分會ノ長ヨリ意見ヲ徵シ聯合分會  
 内ノ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

海軍部長同副長ハ聯合分會長ニ於テ聯合分會内中ヨリ之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長ノ承認ヲ經テ會長  
 ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副長ハ支部長之ヲ囑託ス

參事及監事ハ聯合分會長ニ於テ審議會ニ諮リ當該聯合分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ選定シ之ヲ囑託ス  
 但シ海軍分會又ハ海軍部ヲ有スル聯合分會ニ在リテハ少クモ參事一名ハ海軍正會員中ヨリ之ヲ推薦スルモ  
 ノトス

審議員ハ分會長ニ於テ審議會ニ諮リ當該分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯  
 合分會長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應シ豫メ各分會ニ配當ス

五 分會  
 分會長ハ聯合分會長本部直屬ノ分會ニ在リテハ會長、聯合支部直屬ノ分會ニニ於テ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部  
 長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス但シ將官ヲ以テ之ニ充ツル場合ハ支部長ノ承認ヲ經テ聯



合支部長ニ其ノ推薦方ヲ申請スルモノトス  
 前項分會長ノ銓衡ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル  
 イ、分會長ハ豫メ聯合分會長ノ旨ヲ承ケ審議會ニ諮リ若干名ノ候補者ヲ選定ス但シ分會創立ノ際ハ聯合分會長ニ於テ分會總會ニ諮リ之ヲ選定ス  
 ロ、聯合分會長ハ前號ニ依ル候補者中ヨリ適任者ヲ選定ス  
 分會副會長ハ聯合分會長本部直屬ノ分會ニ在リテハ會長、聯合支部直屬ノ分會ニ在リテハ支部長ニ於テ當該分會ノ長ヨリ意見ヲ徵シ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス海軍部長同副會長ハ分會長ニ於テ分會内ノ海軍正會員中ヨリ之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副會長ハ支部長之ヲ囑託ス  
 參事及監事ハ分會長ニ於テ審議會ニ諮リ當該分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ選定シ之ヲ囑託ス  
 審議員ハ分會長ニ於テ分會ノ總會ニ諮リ分會内ノ正會員中ヨリ選定シ之ヲ囑託ス  
 班長同副會長及組長同副會長ハ分會長ニ於テ審議會(組)内ノ正會員中ヨリ選定シ之ヲ囑託ス  
 第三十五條 本會各團體ニ顧問ヲ置クコトヲ得  
 顧問ハ本會各團體長ニ於テ當該團體ノ審議會ニ諮リ會員中ノ上級者第三項ノ顧問ヲ含ム 若ハ先輩、當該團體ニ對シ功勞アル者又ハ地方名望家中ヨリ推薦スルヲ例トス  
 前項ノ外分會長ハ當該分會ノ區域内ニ居住スル正會員タル將官ヲ分會ノ顧問ニ推薦スルモノトス此ノ場合ハ審議會ニ諮ルコトナシ  
 顧問ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス  
 第三十六條 本會ニ對シ功績特ニ顯著ナル陸海軍ノ長老ハ之ヲ會老ニ推舉シ總裁之ヲ囑託ス  
 多年本會各團體ノ役員トシテ功績特ニ顯著ナリシ者ハ本部ノ名譽參與又ハ聯合支部、支部ノ名譽審議員トシ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

第三十七條 役員及顧問ハ名譽職トス

會老、顧問、名譽參與、名譽審議員及特別會員タル役員ハ任期ヲ定ムルコトナシ  
 前項以外ノ役員ハ其ノ任期ヲ三年トス但シ重任ヲ妨ケス  
 補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
 第三十八條 役員交代ヲ行フ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄ハ仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス  
 第三十九條 役員ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ第三十七條ノ任期ニ依ルコトナク各團體ノ長ニ於テ囑託ヲ解キ或ハ囑託解除ノ手續ヲ採ルコトヲ得但シ第四號ニ依ル處分ヲナサントスルトキハ直屬上級團體長分會ニ在リテハ聯合分會長ヲ經テ所屬支部長ノ承認ヲ經ルモノトス前條ニ依ル前任者ノ職務ノ執行ヲ停止セントスルトキ亦同シ  
 一 傷痍疾病ニ因リ職務ニ堪ヘ難キトキ  
 二 本人ヨリ解囑ヲ申出テタルトキ  
 三 制度組織ノ改廢等ニ因リ資格ヲ失ヒ又ハ過員トナリタルトキ  
 四 團體ノ統制ヲ紊リ又ハ名譽ヲ毀損スル等役員タルニ適セスト認メタルトキ

第六章 會 議

第四十條 本會各團體長ハ適時審議會ヲ開キ左ノ事項ヲ審議セシムルモノトス  
 一 會則ノ改訂ニ關スル事項  
 二 豫算、決算及財産ニ關スル事項  
 三 其ノ他所屬團體ノ長ニ於テ審議ヲ必要ト認メタル事項  
 本部審議會ハ毎年概ネ一回會長ニ於テ之ヲ召集スルモノトス  
 第四十一條 會長ハ必要ニ應シ參與ヲ召集シ重要ナル會務ニ關シ諮問ヲ爲スコトアリ  
 第四十二條 本會各團體長ハ必要ニ應シ各所管團體ノ長ヲ集メ會議ヲ開クモノトス



第四十三條 審議會ハ所屬團體ノ長本部ニ在リ之ヲ主宰スルモノトス  
第四十四條 分會ハ每年少クモ一回總會ヲ開キ會務ノ報告等ヲ爲スモノトス

### 第七章 指導及監督

第四十五條 本會ハ會令第二條ニ依ル監督ヲ受クルモノトス  
第四十六條 本會各團體長ハ各直屬ノ團體ヲ指導監督スルモノトス  
第四十七條 本會各團體長ハ各所管團體カ法令ニ背キ又ハ本會ノ目的遂行上不適當ト認ムル事項ヲ實行セントシ又ハ實行シタルトキハ直屬上級團體長ノ意見ヲ聽キ之ヲ中止又ハ取消サシムルモノトス

### 第八章 資産及會計

第四十八條 本會ノ資産ハ本部所屬ノ財産及聯合支部以下各團體所屬ノ財産ヨリ成リ其ノ區分左ノ如シ  
一 本部所屬ノ財産  
（一） 御下賜金  
（二） 補助金  
（三） 寄附ニ係ル動産及不動産  
（四） 本部ノ事業ヨリ生シタル收入  
二 聯合支部以下各團體所屬ノ財産  
（一） 御下賜金  
（二） 聯合支部以下各團體ノ所有ニ屬スル財産竝ニ其ノ財産及事業ヨリ生シタル收入  
（三） 聯合支部以下各團體ノ受ケタル補助金、寄附ニ係ル動産及不動産、直屬系統ノ團體ヨリノ醸出金竝ニ分會ニ在リテハ會員ヨリ醸出シタル會費

第四十九條 本部所屬ノ財産中左ノ各號ノモノハ本部ノ基本財産トス

- 一 御下賜金 其ノ利子及本部審議會ニ諮リ其ノ費途ヲ定メタルモノヲ除ク
  - 二 寄附ニ係ル動産及不動産 寄附者ヨリ其ノ費途ヲ示シタルモノヲ除ク
  - 三 前二號ノ外本部審議會ニ諮リ基本財産ニ組入レタルモノ
  - 第五十條 本部所屬ノ基本財産ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス但シ御下賜金以外ノ財産ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ本部審議會ニ諮リ之ヲ消費スルコトヲ得
  - 第五十一條 本部所屬ノ基本財産ハ本部審議會ニ諮リ財團法人帝國在郷軍人會財團ニ其ノ保管ヲ委託スルコトヲ得
  - 第五十二條 本部所屬ノ財産ノ管理ニ關スル規程ハ前四條ニ定ムルノ外本部審議會ニ諮リ別ニ之ヲ定ムルモノトス
  - 第五十三條 聯合支部以下各團體所屬ノ財産ノ管理ニ關スル規程ハ當該團體ノ審議會ニ諮リ之ヲ定ム但シ御下賜金ハ通常基本財産ニ組入ルモノトス
  - 第五十四條 分會長ハ當該分會ノ審議會ニ諮リ會員ヨリ會費ヲ醸出セシムルコトヲ得
  - 第五十五條 支部長及聯合分會長ハ當該團體ノ審議會ニ諮リ直屬系統ノ團體ヨリ事業費ヲ醸出セシムルコトヲ得
  - 第五十六條 本會ノ經費ハ本部所屬ノ基本財産以外ノ財産ヲ以テ、聯合支部以下各團體ノ經費ハ所屬ノ基本財産以外ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス
  - 第五十七條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
  - 第五十八條 翌年度ノ豫算ハ本會各團體長ニ於テ其ノ年度開始前當該團體ノ審議會ニ諮リ之ヲ定ムルモノトス
- 前年度ノ決算ハ翌年度終了前當該團體ノ審議會ニ提出スルモノトス



## 第九章 徽章

- 第五十九條 本會ニ左ノ徽章ヲ設ケ役員及顧問ノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス
- 一 會長、副會長、聯合支部以下各團體ノ長、同副長ノ徽章
  - 二 班長、同副長、組長、同副長ノ徽章
  - 三 總務、參事、參與、監事、審議員、海軍部長、同副長ノ徽章
  - 四 顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章
- 第六十條 前條ニ規定スル徽章ノ制式ハ附圖第一ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル

## 第十章 表彰

- 第六十一條 本會ノ會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス
- 一 五年以上在會シ此ノ間會員ノ模範ト爲リ特ニ表彰ノ必要ヲ認メタル者
  - 二 役員ニシテ前後ヲ通算シ五年以上在任シ功勞尠カラサル者
  - 三 特ニ賞揚スヘキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタル者
- 第六十二條 前條第一號又ハ第二號ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ第一號該當者ハ表彰後五年ヲ、第二號該當者ハ表彰後三年ヲ經過シ尙其ノ成績特ニ優良ナル者ニハ會長ヨリ功勞章ヲ授與ス
- 第六十三條 本會ノ會員ニシテ左記各號ニ該當シ優賞スヘキモノト認メタル者ニハ會長ノ報告ニヨリ總裁ヨリ有功章ヲ授與ス
- 一 前條ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ尙其ノ功績顯著ナル者
  - 二 其ノ行爲特ニ他ノ儀表トナル者
- 第六十四條 分會又ハ分會以上ノ團體ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

- 一 會員ノ團結又ハ團體ノ結合鞏固ニシテ優良ナル成績ヲ擧ケ他ノ模範トナルヘキモノ
  - 二 特ニ賞揚スヘキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタルモノ
- 第六十五條 前條第一號ノ表彰ヲ受ケタル團體ニシテ尙其ノ成績優良ナルモノハ表彰後五年ヲ經過スル毎ニ更ニ表彰スルコトヲ得
- 第六十六條 會長ハ銃劍術、軍刀術又ハ射撃ノ成績優秀ナル聯合分會又ハ分會ニ賞狀ヲ、正會員ニ賞狀及徽章ヲ授與ス
- 第六十七條 有功章、功勞章又ハ武道（銃劍術、軍刀術、射撃）徽章ノ制式ハ附圖第三、第四又ハ第五ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル
- 第六十八條 本會各團體ニ金品ヲ寄附セシモノ及會員ニ非スシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シ功勞顯著ナルモノニハ會長ヨリ謝狀又ハ會杯ヲ贈ルコトアルヘシ
- 第六十九條 第六十二條及第六十三條ノ被表彰者ニシテ其ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ詮議ノ上功勞章及有功章ヲ褫奪ス

## 第十一章 戰時又ハ事變ノ特例

- 第七十條 正會員ヲ以テ充ツル役員ハ第三十四條第一項但書ノ規定及會員ノ所屬ニ拘ラス正會員及特志會員ヲ以テ之ニ充ツルモノトス但シ正會員タル將官ヲ役員ニ推薦スル手續ハ第三十四條四、五ノ第一項但書ヲ適用ス
- 第七十一條 第二十七條乃至第二十九條ノ役員ニシテ召集ニ應シタル者ハ部隊編入ノ日ヲ以テ役員ヲ解囑セラレタルモノトス但シ豫メ期限ヲ定メラレアル召集ニ應シタル者ニ對シテハ之ヲ適用セス
- 第七十二條 前條ニ依リ解囑セラレタル役員ニ對シテハ召集解除ノ日迄解囑當時ノ役名ノ上ニ「名譽」ノ二字ヲ冠シ其ノ待遇ヲ與フルモノトス但シ本條ニ依ル名譽參與、名譽審議員ハ第三十六條ノ規定ニ據ラサルモノ



第七十三條 會員ニシテ召集ニ應シ新ニ聯合支部又ハ支部ノ役員ヲ囑託セララレタル者ハ之ヲ特別會員ヨリ推薦セラレタル役員ト看做ス

第七十四條 前四條ノ外要スレハ第二章、第五章及第六章ノ規定ニ關シ會長ニ於テ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第十二章 雜 則

第七十五條 班及海軍部ニ於テ其ノ標示ヲ必要トスル場合ニ於テハ標旗ヲ設クルコトヲ得但シ所屬分會カ一團トナリテ會旗ヲ樹立シ他ノ團體ト合同シテ塔列又ハ集合スル場合等ニ於テハ之ヲ用ヒサルモノトス

標旗ノ制式ハ附圖第六、第七ニ依ル

第七十六條 本部處務規程、武道獎勵規程、表彰上申手續、禮式規程、報告規程、表弔慰藉規程及釋放者保護規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七十七條 本會則ニ基ク細部ノ規定ハ聯合支部以下各團體ノ會則トシテ當該團體ノ審議會ニ諮リ之ヲ定メ直屬上級團體長分會ニ在リテハ聯合分會長ヲ經テ所屬支部長ノ承認ヲ受クルモノトス會則ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第七十八條 聯合支部以下各團體ハ本會ノ事業及改善事項ニ關シ意見アルトキハ順序ヲ經テ會長ニ上申スルコトヲ得

附 則

本會則ハ昭和十一年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

帝國在郷軍人會規約ニ依リ會員又ハ顧問タリシ者ハ依然本會會員又ハ顧問タルモノトシ從來ノ役員ハ其ノ任期滿了迄仍其ノ職務ニ在ルモノトス但シ支部以上ノ役員中從來ノ評議員ハ審議員、審議員ハ參與、總務理事ハ總務、理事ハ參事トナリタルモノトシ各現任期ヲ繼承ス

帝國在郷軍人會規約ニ依リ從來表彰セラレタル者ハ本會則ニ依リ表彰セラレタル者ト看做ス

帝國在郷軍人會規約ニ基ク從來ノ諸規程、諸通牒等ハ之ヲ改廢スル迄依然其ノ效力ヲ繼續スルモノトス

帝國在郷軍人會規約ニ終リ現ニ第二國民兵役ニ在ル者ハ第二十条ノ規定ニ依ルコトナク正會員タルコトヲ得

六週間陸軍現役ヲ終リ現ニ第二國民兵役ニ在ル者ハ第二十条ノ規定ニ依ルコトナク正會員タルコトヲ得

帝國在郷軍人會規約ニ依リ所有シタル資産ハ本會則施行ノ日ヨリ本會則ニ依ル帝國在郷軍人會ノ資産ニ引繼クモノトス

附 則 (昭和十三年十二月會指第七七五號)

本會則ハ昭和十三年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ役員中第七十一条該當者以外ノ者ハ現任期滿了迄引續キ役員タルモノトシ評議員ハ審議員ト、理事ハ參事ト改稱スルモノトス

現ニ應召中ノ役員及應召ノ爲役員ヲ辭任シタル者ニ對シテハ本會則施行ノ日ヲ以テ第七十一条及第七十二条ノ規定ヲ適用スルモノトス



# 精神教育

## 國體及國軍

### 國體の精華

天祖天照大神が皇國を御肇め給ひし時、神勅を下し「葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ、是レ吾カ子孫ノ王タルヘキノ地ナリ、宜シク爾皇孫就イテ治ラスヘシ、行ケヤ、寶祚ノ隆ヘマサンコト、當ニ天壤ト窮リ無カルヘシ」と仰せ給ひしより君臣の分義定り、國礎愈々堅く、上に皇統連綿萬世一系の天皇を戴き、臣民は齊しく皇室の後裔にして、忠孝一如、國家はさながら一家の如く、義に於て君臣、情に於ては父子の關係にあつて、恐れ多くも、歴代の天皇叡聖仁慈、民を見ること赤子の如く、或は寒夜に御衣を脱ぎ、民草の苦しみを察し給ひ、或は三年の長きに互り貢を廢し、人民の貧しきを憐み給ふ等歴世の御聖德申上るも畏き極みである。されば臣民は深く天恩の辱けなさに恐懼感激し、身命を捧げて忠勤を勵み、其足らざるを恐るゝのである。彼の大伴家持が『海行かば、みづく屍、山行かば草むす屍、大皇の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ』と詠じたのは、全國民の皇室に對する衷情を叙べたものであつて、吾々臣民は、陛下の馬前に屍をさらすことが無上の光榮であり且理想とする所である。

斯の如く皇國は君臣一體、上下一致、國威愈々揚り、未だ曾て外國の侮を受けたことなき金甌無缺の國體を有し、寶祚の榮えむこと眞に天壤無窮といふべきである。

### 建軍の本義

**統帥權** 神武天皇躬ら大伴、物部の兵を率ひ、中國を平定し、皇國を肇造し給ひ、嗣後歴代の天皇内外事あれば御自ら軍隊を帥ひ、征討の勞を親らし給ひ、或は皇子皇孫をして代つて征かしめ給はつた。文武天皇に至り、三軍を總ぶるに大將軍を置き、大將の出征には必ず節刀を授け給ひ、兵馬の大權は嚴として朝廷に在つたのであるが、其後戦亂相續き遂に兵權武門に歸するに至つたことは洵に遺憾至極である。然るに明治維新に及び王政古に復し、天皇親しく陸海軍を統帥し給ひ、明治十五年軍人に勅諭を下し給つて「我國の軍隊は世々天皇の統帥し給ふ所にぞある」と國軍統帥權の所在を明徴にし給ひ、其後憲法を發布し第十一條に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と定め給はつた。即ち、天皇は大元帥として皇軍を統帥し給ひ、軍人は恐れ多くも陛下の股肱であつて、軍隊は唯だ勅命に依つてのみ動くものである。故に上官の命令は實は直ちに勅命を承る義となる。従て命令に従ふこと至嚴、軍紀嚴正、團結強固にして、世界無比の精銳なる軍隊をなし、日清、日露の戦役に偉勳を建て、世界大戰滿洲事變及今次の支那事變に於て益々其眞價を發揮し、世界の驚異となつて居る。戰場に於て倒るゝもの、必ず天皇陛下萬歳を絶叫して瞑目するは、之れ皇軍意識の徹底せる證左であつて、皇軍の精銳をなす主因である。

**國民皆兵** 我國民は古來、國家に事あるに際しては其身其家を犠牲に供し、國難に殉ずるを以て丈夫の本懐として居る。之れ忠義の精神、榮譽の感情に基因するもので、祖先より傳承し以て一般の風氣を結成し現在に及んで居る。而も其精神に於ては決して老幼男女の差のあるべきものでない。然し實際に於ては、老幼及女子は戦争に不適當であるのみならず、銃後の守りも亦必要であるから、大寶以來徵兵の制を設け、海内壯丁中兵役に堪ふるものを募つて軍に服さしめた。此制度は封建時代に於ては一時廢せられたるも、明治四年武士の常職を解き、翌五年古制に基き徵兵令を頒行し、全國男兒二十歳に至る者を陸海軍の役に充て、十七歳より四十歳迄を盡く國民兵役となし、有事の日、召集する制を設けられた。又憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられた。蓋し日本臣民は、悉く兵役の義務を有するも、何人が之に服するかは法律で定めるとの義である。此法律は現在では兵役法と稱するが、明治初年の徵兵令に所要の改正を加



へたもので、所謂、國民皆兵の法律である。

國民は此制度に依て、平素志氣、身體及軍事能力の教養に努め、以て一國雄武の風を養成し、有事の秋、皇軍に加里其使命を達成するのである。

以上の如く、國軍の統帥權が、天皇の大權に存し、議會其他何等の干渉を許さざること、及び國民皆兵の制度は、皇軍建設の根本義である。

### 皇軍の使命

**國土防衛** 國軍が外敵に對し、國土防衛の使命を有することは、世界各國共通で特に説明を要しないが、皇軍は、肇國以來此使命を完全に遂行し、外敵をして我領土内に一步も踏み入ることを絶対に許さなかつたのである。

最近滿洲國建設に伴ひ、日滿協力して、同國の防衛に當ることとなり、皇軍の責務は一層重大性を加へた。**國權の維持** 國家は、國の内外を問はず幾多の國權を有し、國民の安寧、福祉を享有して居る。然るに各民族の發展に伴ひ、各國の利害が一致せず、爲に色々な問題が生じ、相争ふに至るのである。若し國軍が貧弱であれば、國內に有する當然の國權も、強國の爲に蹂躪せらるゝに至ることは、現時の國際情勢を一瞥すれば直に首肯せらるゝ所である。況んや外國領土内に有する權益の如きは、有力なる國軍の後援が無ければ一日として之を維持することは出来ぬ。

今次の支那事變直接の原因たる蘆溝橋事件、上海の大山事件は、我國の有する權益を支那が侵害したことに基因するのである。若し日本の國軍が今次の大事變を背負つて立つに十分なる自信が無かつたならば、事變の解決は外交交渉に依つて望むより外道なく、机上如何正義を主張しても、支那一流の外交に依て有耶無耶に葬られてしまふのである。斯くして我國は一步々々大陸より手を引くより策はなく、疑義を挿むが如きものは絶対に無かつた。**國體の擁護** 肇國以來我國民は、國體の有り難さに感激こそすれ、疑義を挿むが如きものは絶対に無かつた。

然るに近時歐米の民主主義、自由主義、共產主義の侵入に伴ひ、國體に付き議論をなすが如き不逞の逆徒も現れるに至つた。洵に寒心に堪へない所である。此種思想に對しては、文教、行政、司法の手段に依て根底より排撃すべきであるが、彼等は革命に由て其目的を達せんとするものであるから、國軍も亦晏如たるを得ない。又日本民族の發展は、其國體の精華に基くものであるから、之を破壊せんと企て、盛に過激思想を植ふ付くと執拗に努力して居る隣國がある。之に對しては我亦思想を以て對抗すべきも、彼等は思想の背後に強大なる軍備を有し、時機到來せば思想と武力を併用し、或は武力を前衛として侵略を企圖するから、我亦武力を備へて之に當らなければならぬ。

今次の支那事變は防共の精神に淵源するものであつて、共產主義より支那民衆を救ひ、東洋永遠の平和を齎らさんと欲するのである。

**肇國理想の顯現** 神武天皇即位に當り 大詔を下し、建國の理想、八紘一字の大精神を示し給はつた。今次の支那事變は實に此大精神の顯現に外ならない。蓋し此聖戰は、決して支那を征服して我屬領となすが如き外國流の戰爭でなく、容共、抗日を旗印とし、東洋平和を案し、支那民衆を喰ひ物とする蔣政權を撃滅し、我國と一家の如き情誼ある王道國家を支那に建設し、支那民衆を途炭の苦しみより救ひ、共存共榮東洋の平和を築き上げんと欲するもので、我建國の大理想具現の一段である。

將來此精神を益々廣く宇内に宣揚し、以て世界の平和と人類の幸福とを圖らなければならない。之はどうしても皇軍の力に據らなければ達成することは出来ないのである。

### 軍 旗

歩兵聯隊又は騎兵聯隊が、始めて編成せらるゝや 天皇陛下より親しく其聯隊に軍旗を授け給ふものであつて、聯隊長を官中に召し、左の勅語と共に授け給ふ例である。

歩兵（騎兵）第何聯隊編成ルヲ告グ 仍テ今其軍旗一旒ヲ授ク、汝軍人等協力同心シテ、益々威武ヲ宣揚



シ我帝國ヲ保護セヨ。  
 聯隊長は畏みて之を拜授し、左の如き奉答をする。  
 謹ンテ明勅ヲ奉ス、臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン。  
 惟ふに軍旗親授は天皇親しく軍隊を統率し給ふ所以を明にせられ給ふ大御心によるものと拜察せられる。故に聯隊に於ては、之を以て其真隨とし、團結の中心とし、聯隊が行動するや必ず軍旗は其先頭に在つて向ふ所を明にし、將兵は軍旗の下に行動すること、陛下の馬前に於て忠勤を勵むと同様に心得、軍旗の向ふ所全聯隊の將士水火も敢て辭さないから、皇軍の行く所、必ず赫々たる戦勝を擧げるのである。軍旗は斯の如く軍隊に於て尊崇する許りでなく、ひいて國民全體の尊敬の的となつて居る。

### 靖國神社

靖國神社は、大君の御爲、戦傷病歿した忠勇なる將士を祭祀する神社である。本神社は明治二年、明治天皇の勅諭によりて建立せられ、同年六月仁和寺宮嘉彰親王、勅を奉じて祭主となり給ひ、鳥羽伏見より函館の役に至る戦歿者の英靈を鎮祭せられたのを以て起源とし、招魂社と稱してゐたが、明治十二年六月、靖國神社の社號を賜ひ、別格官幣社に列せられた。斯の如く、靖國神社は、皇室の御仁澤と、國民の忠誠との結晶により生じた護國の神社である。其祭典は凡て、勅旨を以て行はせ給ふのであつて、年々例祭には勅使を御差遣遊され、恐れ多くも車駕親臨して御拜あられらるゝこともある。併して其祭神は概ね十四萬以上に上り日本全國津々浦々如何なる市町村よりも出ない所はなく、祭神の遺族のあらざる所もない。從て國民崇敬翕然として集まること他の神社に見ざる所である。吾々軍人は、生きては、義勇奉公、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る光榮を得、死しては護國の神と祭られる。一身一門の光榮、何物か之に及ぶであらうか。例祭日は春季は四月三十日、秋季十月二十三日である。又戦時事變に當り、戦歿者がある時は特に、臨時大

祭を舉行せられ、招魂、合祀の祭典を行ひ、遺族の參列を許される。  
 寶物として皇室より賜はつた種々がある。其内左記の如き、明治天皇の御製の御宸筆額一面を拜し、恐懼感激に堪へない所である。

明治七年一月二十七日

招魂社にいたりて

我國の爲をつけせる人々の  
 名もひさし野にとむる玉かき

## 陸軍の編制

### 總説

國軍の編制は、天皇の大權に屬し、憲法第十二條に『天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム』と規定せられてある。  
 編制とは軍隊、艦隊の編制、管區、衛戍、兵器の整備、出師の準備等を含み、常備兵額とは毎年徵集する兵員を謂ふのである。本書は主として陸軍に關する編制を記述する。

### 中央統轄機關

陸軍には三つの中央統轄機關がある。其長官は、所謂陸軍三長官である。

一 參謀總長



天皇——陸軍大臣  
——教育總監

陸軍大臣 陸軍大中將を以て親補し、天皇に直隸し、陸軍軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、諸部隊を監督す。又國務大臣とし内閣に列し、事の軍機軍令に關するものは單獨に上奏す。之帷を帷上奏と謂ふ。此點が軍務大臣と、他の大臣と異なる所である。

參謀總長 陸軍大中將を以て親補し、天皇に直隸し、帷幄の軍務に參畫し、國防、用兵に關する計畫を掌る。  
教育總監 陸軍大中將を以て親補し、天皇に直隸し、陸軍軍隊教育の齊一進歩を掌る。

### 平時編制

全陸軍を大別して、軍隊、官衙、學校、特務機關の四つに區分する。

### 軍隊

1. 師團 師團は平時に於ける陸軍の最大の團隊であつて、師團長は陸軍中將を以て親補し、天皇に直隸し、師團を統率し軍事に關する一切の諸件を統轄、處理する。  
師團の平時に於ける編制は概ね左の通りである。
2. 師團司令部 參謀部、副官部、兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部、法務部よりなる。
3. 歩兵旅團 二個、一個旅團は、歩兵二聯隊よりなる、旅團長は、陸軍少將、歩兵聯隊長は、陸軍歩兵大佐である。
4. 騎兵一聯隊

4. 野砲兵又は山砲兵一聯隊
5. 工兵一聯隊
6. 輜重兵一聯隊

右の外 左記諸部隊の一個若しくは數個を編合する師團がある。

1. 戰車隊
2. 騎兵旅團
3. 獨立山砲兵聯隊
4. 騎砲兵聯隊
5. 野戰重砲兵旅團
6. 重砲兵聯隊
7. 高射砲聯隊
8. 鐵道聯隊
9. 電信聯隊
10. 氣球聯隊

常備師團の數 日清戰役迄は、七箇師團（近衛及第一乃至第六師團）であつた。戰後之を倍加して 十三箇團に擴張し、日露戰役に及んだ。該戰役中及戰後更に擴張し二十一箇師團とした。然るに、一時外國の平和熱が輸入され、國內に軍縮の熱烈なる要望があつた爲か、四ヶ師團を縮少し給ひ、現在は十七箇師團になつて居る。然し東洋の狀態は今後現狀を以て止ることを許さないであらう。

### 航空兵團

航空兵團は飛行隊最大の團隊であつて師團と相並んで、天皇に直隸し、航空兵團長は陸軍大中將を以て親補



し、部下飛行隊を統率する。

航空兵團の編制は概略左の通りである。

航空兵團司令部、飛行團、飛行聯隊

航空界の現状 飛行機は、歐洲大戰に於て非常な發達を遂げ、大戰後各國は飛行機の充實に努め、陸軍及海

軍と相並で、空軍を建設した國が多い。然るに我陸軍は飛行隊の増設を痛切に感じつゝも、軍事費の關係上之機が實行に至らずして、滿洲事變に及んだ。憂國の士は此の非常時に際し、其状を見るに忍びず、民間より愛國百機に及び又個人で獻納するものも續出した。

支那事變の經過を見るに、我陸海軍飛行隊の顯した偉勳は世界の驚異となり、其戦闘技術の優秀なること、真に世界無比である。

將來皇國が東洋の盟主として、亞細亞大陸の安定勢力たる爲には、獨立した空軍の建設を要するであらう。

其他の軍隊

1. 朝鮮軍司令部 朝鮮軍司令官は、天皇に直隸し、在朝鮮陸軍諸隊(憲兵隊を除く)を率ゐて朝鮮を防衛す。
2. 臺灣軍司令部 臺灣軍司令官は、天皇に直隸し、在臺灣陸軍諸部隊を率ゐて、臺灣を防衛す。
3. 臺灣守備隊 臺灣守備隊は臺灣、守備隊司令部、歩兵二聯隊、山砲一聯隊より成る。
4. 關東軍司令部 關東軍司令官は、天皇に直隸し、關東州及滿洲に在る陸軍諸部隊を率ゐて、關東州を防備し、滿洲に於ける鐵道を保護する。
5. 獨立守備隊 滿洲に駐屯し、獨立守備隊司令部及歩兵大隊若干よりなる。尙ほ滿洲には、内地の常備師團若干が常時駐劄して居る。
6. 支那駐屯軍司令部 支那駐屯軍司令官は、天皇に直隸し、内地より交代派遣する軍隊を統率し、北支に

於ける我國の權益を保護して居る。明治三十三年の北清事變後、各國と共に主として自國居留民保護の爲に派兵するの權利を保有し駐劄せしめて居るのである。

7. 憲兵隊 陸軍大臣に隸屬し、各憲兵隊は其本部を師團司令部所在地に置き(第一師管では東京と、横濱)

各憲兵隊は數個の憲兵分隊よりなり、分隊を其管區内に分置す。

補助憲兵 憲兵以外の各兵科から採用し、憲兵の勤務に服する。又朝鮮に於ては、朝鮮人を憲兵補として採用し、憲兵を補助せしめる。其身分は軍屬である。

8. 陸軍教化隊(在姫路) 屢々罰せられても、猶改悛の狀なきものを教導感化する隊である。

陸軍常備團の配備

陸軍常備團の配備は別表の通りである。

### 官 衛

一、陸軍省 陸軍軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、所轄軍隊を監督する所である。

二、陸軍省隸屬官衛

1. 陸軍航空本部 陸軍の航空に關する一切のことを掌る所で、航空機の發達に伴ひ、其任務は益々重大となる。併して陸軍航空本部は航空兵の本務、軍隊教育、航空諸學校、航空の演習權限及典範令に關する事項(他兵科に關する同事項は教育總監部の管掌であるが航空兵科は特別に航空本部で掌る)、飛行場、爆撃場、空中射撃場、其他航空兵要地施設、航空、及航空通信の調査、研究審議、兵要氣象、民間航空及航空路、航空兵器、航空燃料の製造及貯藏の設備、航空兵器製造の指導監督、航空勤務員の身體検査、技術員の教育等を掌る。從て民間航空との關係も亦密接である。
2. 陸軍航空技術研究所 航空技術に關する一切の調査、研究、試験等を行ふ所である。
3. 陸軍航空廠 航空に關する兵器、燃料等の購入、貯藏、保存、補給等のことを掌る所で、本廠を東京に



- 支廠を立川、各務原(岐阜)、平壤(朝鮮)、屏東(臺灣)に置く。
- 4. 陸軍技術本部 國軍は、精神威力と物質威力が共に進歩する必要がある。エチオピア軍の敗北は、主として物質威力が非常に劣つて居つたからである。我陸軍の物質威力の研究をする所が、陸軍技術本部である。即ち兵器、兵器材料の考案、審査等を掌る所である。
- 5. 陸軍科學研究所 陸軍の兵器、兵器材料に關する科學を調査、研究等をする所である。
- 6. 陸軍造兵廠 陸軍技術本部で研究し、陸軍で使用すると定めた兵器を製造する所である。
- 7. 陸軍兵器廠 陸軍造兵廠で製造したもの及他より購買した兵器を貯藏し、之を軍隊に補給する所である。又、兵器の設に本廠を、地方に支廠を設けて居る。
- 8. 陸軍被服廠 陸軍の被服を製造し、調辨し、之を貯藏し、且之を軍隊に補給する所である。
- 9. 千住製絨所 陸軍で使用する羅紗類及毛絲を製造する所である。
- 10. 陸軍糧秣廠 陸軍人馬の食物たる糧秣を、製造及調辨し之を貯藏し、軍隊に補給する所である。
- 11. 陸軍衛生材料廠 衛生材料及獸醫材料の製作、購買、貯藏、補給、検査等を行ふ。
- 12. 陸軍軍需審議會 陸軍軍需品並に陸軍技術に關する重要事項を審議する。
- 13. 陸軍運輸部 陸軍の人馬物件の運輸に關する一切の業務を掌り、併せて檢疫消毒を行ふ。
- 14. 陸軍氣象部 兵要氣象及器材の研究、調査、試験、審査等を掌り、將校下士官に、氣象勤務に必要な教育を行ふ。
- 15. 陸軍築城部 防禦造營物の建築、検査、要塞の備砲工事、築城技術調査及國防用土地等を管理する所である。本部を東京に置く。
- 16. 軍馬補充部 軍馬の供給、育成、購買等を掌る。
- 17. 陸軍監獄 軍法會議所在地に置き之を二つに分け、衛戍刑務所と衛戍拘禁所とする。

- 18. 陸軍倉庫 朝鮮及滿洲に在る軍隊の軍需品を貯藏、調辨、製造、補給する所である。
- 三、參謀本部 帝國の國防、及作戰計畫を爲す所である。
- 四、參謀本部隸屬官衙 陸地測量部、陸地を測量し、兵要地圖、及一般國用に充てる内國地圖を製造する所である。
- 五、教育總監部 陸軍軍隊の教育の齊一進歩を圖り、所轄學校の教育を掌る所である。
- 六、防衛司令部 東京に東部防衛司令部、大阪に中部防衛司令部、小倉に西部防衛司令部を置き、全國を三分して、各管區を定め、防空及警備を掌る。防衛司令官は、陸軍大中將を以て親補し、天皇に直隸し、防空及警備に任じ、管内の陸軍軍隊を指揮する權能を有して居る。
- 七、聯隊區司令部 徵兵及警備等の爲、全國を師團の數(近衛及第十九第二十師團を除く)に分ち、之を師管と謂ふ。各師管を更に四分し之を聯隊區と稱す。各聯隊區に聯隊區司令部を置き、徵兵、召募、在郷軍人に關する事項を司らしめる。
- 陸軍管區表は左の通りである。
- 八、要塞司令部 要塞所在地に置き、要塞の防禦計畫を掌る。

學校

一、陸軍豫科士官學校及陸軍士官學校 此二校は從來陸軍士官學校と稱し、豫科と、本科に區分して有つた最近二校に分つたもので、共に陸軍將校の養成學校である。即ち陸軍幼年學校より來た者及將校志願(中學校第四學年第二學期修了)するものの中から、召募試験に合格したものを陸軍豫科士官學校生徒とする。修業年限は概ね二ヶ年で、本校を卒業すれば、各兵科の士官候補生を命じ、各隊に配屬し(航空兵科の者は隊附の代に士官學校分校へ)約八ヶ月間隊附勤務をなし、陸軍士官學校に入學せしめらる。修業年限は概ね一年八ヶ月で本校を卒業すると所屬隊に歸り見習士官を命ぜられ、概ね四ヶ月の後少尉に任官する。



少尉候補者教育

空兵科は、陸軍士官學校分校で、其他の者は陸軍豫科士官學校で、概ね一年教育し、卒業後各隊に歸り概ね二ヶ月の後少尉に任官する。

二、陸軍幼年學校 陸軍將校を志願するものより試験によりて採用、概ね三ヶ年にして卒業し、陸軍豫科士官學校に入學するのである。所在地は東京、廣島、仙臺である。

三、陸軍大學校 將校に高等用兵に關する所で、高級指揮官及參謀官の養成所である。學生は中少尉で修業年限は概ね三年である。別に専科學生（少佐大尉修業年限一年）、及航空學生（航空兵科の少佐大尉で修業は四ヶ月）がある。

四、陸軍經理學校（東京市） 學生、經理部少尉候補者及生徒に經理部に必要なる學術を教へる所である。生徒を分けて豫科生徒、本科生徒とする。豫科生徒は各兵科現役下士官、兵及募集試験に合格した者を之に充て後隊勤務を命ぜられ、概ね八ヶ月の後本科に入學、一年八月の後卒業歸隊、經理部見習士官となり、四ヶ月の後經理部少尉に任官する。

五、陸軍教導學校 歩兵、騎兵、砲兵科下士官養成所であつて、仙臺、豊橋、熊本にある。本校の學生は下士官候補者として採用した現役兵で、概ね一ヶ年軍隊教育を受けたものが入校するのである。修業年限は一年で、卒業後歩兵、騎兵、砲兵科の伍長に任官するのである。

六、陸軍歩兵學校（千葉） 歩兵隊に必要な諸學術を修せしめ之を各隊に普及し、且是等諸學術を調査研究し以て歩兵教育の進歩を圖り、且歩兵用兵器、其他の資材を研究及試験を行ひ、又軍用犬の育成及訓練を行ふ所である。

學生は甲種學生歩兵大尉、乙種學生、歩兵中少尉である。學校に教導聯隊があり、其の下士官及び兵は主として各聯隊より派遣する優秀なるもので編成して居る。

七、陸軍戰車學校 學生に戰車、又は輕裝甲車隊に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し、是等學術の調査、研究を行ひ、以て戰車隊、輕裝甲車隊の教育の進歩を圖り、且是等に必要なる兵器資材の研究試験を行ひ、又機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所である。

甲種學生は戰車隊の大尉、乙種學生は戰車隊の中少尉、丙種學生は戰車隊の中少尉又は下士官、丁種學生は歩兵隊の中少尉、裝甲車學生は歩兵隊の尉官である。又練習下士官に輕甲車の練習を、下士官候補者に戰車隊の下士官に必要な學術を教育する。學校に教導中隊がある。

其他の各兵科の學校も概ね前述の學校と同様で、其兵科獨特の學術を教育する。學生は其兵種の大尉若しは中少尉で下士官、下士官候補者、幹部候補者をも教育する所が多い。其學校を擧ぐれば、陸軍騎兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、陸軍工兵學校、陸軍通信學校、陸軍自動車學校、陸軍習志野學校（軍事に關する科學）、陸軍防空學校、東京陸軍航空學校（現在埼玉縣）、陸軍航空技術學校、熊谷陸軍飛行學校、水戸陸軍飛行學校、陸軍航空整備學校、下志津陸軍飛行學校（偵察）、明野陸軍飛行學校（戦闘）、濱松陸軍飛行學校（爆撃）、陸軍工科學校、陸軍軍醫學校、憲兵學校等がある、陸軍戸山學校は各兵科の將校下士官兵に、體操、劍術、喇叭等を教育する所である。

八、少年航空兵 航空兵科現役下士官を志願する少年（召募試験に合格者）を東京陸軍航空學校に入學せしめ、一年間教育し卒業後、熊谷陸軍飛行學校（操縦）又は陸軍航空技術學校（兵器機械）水戸陸軍飛行學校（通信對空火器）陸軍航空整備學校（航空兵器の整備）に入學せしめ、此學校で二年間教育して、立派な陸軍航空兵科下士官に任官するのである。各學校共毎年二回入學させる。

九、少年通信兵 無線電信を掌る、工兵科現役下士官を志願する少年（召募試験に合格者）を陸軍通信學校に入學せしめ、概ね二年間教育して、卒業後工兵科下士官に任官し、無電通信に従事させる。

十、砲工兵技術下士官 砲工兵技術下士官を志願する青年（召募試験合格者）を陸軍工科學校に入學させ、二年間教育し、卒業後砲兵科又は工兵科下士官に任官する。



陸軍工科學校は工機兵をも教育する。  
以上の通り、陸軍の諸學校の大部は將校、下士官、及兵を教育するのであるが、一般青少年を入學せしめるものは、陸軍幼年學校、陸軍豫科士官學校、陸軍經理學校（以上將校志願者）東京陸軍航空學校、陸軍通信學校、陸軍工科學校、陸軍戸山學校（以上下士官志願者）である。  
志願の要領は別表の通りである。

### 特務機關

特務機關と稱するものは、元帥府、軍事參議院、侍從武官府、皇族（王公族）附陸軍武官、陸軍將校生徒試驗委員、外國駐在員等である。  
元帥府 元帥の稱號を賜りたるもの之に列し、天皇の最高軍事顧問機關である。  
軍事參議院 參議官は大中將を以て親補し、天皇の最高軍事諮詢機關である。

## 陸軍の制度

### 兵科及兵種

#### 兵科及各部

陸軍軍人の性能に基き、憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空兵、輜重兵の七兵科と、經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部の四部に區分されてゐる。

### 兵種

兵科は更に二種以上の兵種に區分するものがある。  
歩兵科は歩兵、戰車兵、工機兵に區分す。  
砲兵科は野砲兵、山砲兵、騎砲兵、高射砲兵、野戰重砲兵、重砲兵に區分す。  
工兵科は工兵、鐵道兵、電信兵に區分する。

#### 各兵種各部の性能

憲兵 主として軍事警察を掌り、兼ねて一般司法行政警察にも互るもので、戰闘兵種でなく、軍人の軍紀、風紀、犯罪を掌り、且軍に對して害をなす、外部のものに對し警戒するものである。  
歩兵 戰闘の主兵であつて、戰場に於て常に主要なる任務を負ひ、戰闘勝敗の決をつけるものである。從て他兵種は歩兵に協同するのが任務である。  
歩兵の本領 如何なる地形でも、亦晝夜を問はず如何なる時機でも戰闘を實行することが出来る兵種である。從て他兵種の協同がなくても、單獨で戰闘を終始し得るのである。  
歩兵戰闘の手段 小銃、輕機關銃、重機關銃、歩兵砲の射撃、及手榴彈、擲彈筒に依て、敵に損害を與へ、最後に銃劍突撃を行ひ、敵に止めを刺し之を殲滅せしめる。即ち火戰を以て制壓し白兵を以て勝を決するのである。戰車兵の本領は、近距離に於て機關銃等を以て熾烈なる射撃を行ひ、敵に損害を與へ、其重さと、運動による踏破力を以て障礙物、壕等を壓倒蹂躪し、友軍の志氣を鼓舞する兵種である。一般に歩兵も漸次機械化する傾向がある。工機兵は戰闘兵でなく兵器の修理保存に従事する兵種である。  
騎兵 軍の耳目と謂はれ、迅速なる馬足を利用し、敵狀を搜索し、地形を偵察し、全軍の戰闘指導を有利ならしめる。戰闘中は、好機に乗じて、敵を奇襲し、追撃に當ては、猛烈果敢に敵を追撃し之を殲滅せしめる。



騎兵の戦闘手段には乗馬戦と、徒歩戦がある。乗馬戦では、馬で敵を蹴散し、軍刀、又は槍を以て敵を斬り倒す。徒歩戦は歩兵の戦闘に準じ、小銃、輕機、重機等を以て射撃し銃剣を以て突撃するのである。大なる騎兵團に他兵種殊に機化部隊を編合して、獨立して戦闘せしめることがある。

砲兵 軍の骨幹と謂はれ、大砲を以て遠距離より射撃し、敵の人馬を殺傷し、陣地を破壊し、以て全軍戦捷の途を開くものである。尙射撃の爲め發する、音響及破壊力は著しく彼我の志氣に影響を及ぼすものである。

野砲兵 砲は口径七珊知、馬(六頭)を以て輓曳し通常は並歩、必要に際し、速歩、駈歩を以て行動する。山砲兵 砲の口径は野砲と同じであるが、砲全體が軽く且分解式に出來てゐて、平地では馬(六頭)を以て輓き、山地では馬の背に載せて運動する。

騎砲兵 野砲と略同一であるが、砲手迄全部が乗馬であるから、速度が速く、騎兵の行動に隨伴し得る。

野戰重砲 砲は口径十珊知より十五珊知に及び馬又は自動車で牽引し、威力大であるから、主として人馬の殺傷及陣地等の破壊する爲に使用する。

重砲兵 砲は大口徑であつて主として攻城及要塞戦に使用せられる。

野戰高射砲 飛行機を射撃するもので、自動車で牽引し、速度迅速である。

工兵 技術を以て他兵科の戦闘に協力するものである。即ち道路を開き、橋梁を架設し、我陣地を構築し、敵の陣地を破壊する等の作業に従事する。

鐵道兵 鐵道の建設、修繕、運轉等に服し、敵の鐵道を破壊する。

電信兵 有線、無線の電信、電話の架設、及通信に従事する。

航空兵 飛行機、及氣球を以て、主として空中偵察、空中戦闘(空中より地上部隊に對する攻撃も含む)及空中よりする爆撃に任じ、併せて通信連絡及人員又は軍需品の空中輸送を行ふ。

本兵科は歐洲大戰中創設せられたものであるが、飛行機の目覺しき發展に伴ひ、極めて重要な兵科となつた。

輜重兵 馬、車輛、自動車等を使用し、彈藥、糧秣、被服、其他凡ゆる軍用物資を輸送し、之を軍に補充し、以て軍の生存力、戰鬥力を保持増進せしむるもので、直接戦闘を行ふ兵種ではない。

各部 經理部、會計、經理、給與等に關する事項を掌る。

衛生部 人員の衛生、傷病者の診療に服する。

獸醫部 軍馬の衛生を掌る。

各兵科部、各部に左の如く、定色を定め、識別を容易にする。

各兵科部の定色左の如し。

憲兵科黒、歩兵科紺、騎兵科萌黃、砲兵科黃、工兵科藍、航空兵科淡紺青、輜重兵科藍。

經理部銀茶、衛生部深綠、獸醫部紫、軍樂部紺青。

軍人の階級、服制

軍人の階級

陸軍軍人を階級により、將校、准士官、下士官、兵、に區分し、將校は少尉より大將に至る九階に、下士官は伍長、軍曹、曹長に、兵は二等兵、一等兵、上等兵に區分す。即ち全部で十六階級となる。將官(各部將官を除く)は兵科がないが、其他は皆各兵科に區分する。

詳細は附表第六、陸軍軍人官等級表に明示してある。

階級の識別 階級は、軍衣、外套及マントの襟部にて識別し肩章を用ふる場合は之にても分る。

四一



## 服制 服装

四二

一、軍服は軍人のみ之を著用し得る勅定の制服で、陛下の股肱日本臣民の精華たる軍人の名譽を、國の内外に表彰するものである。軍隊に於ては之に依て秩序の維持、服従の施行を整然たらしめ、軍人は之に依て其の名譽を表彰すると共に、一般社會に對し軍人の精神と言行とに自制的監視を與ふるものである。殊に畏くも陛下の御服を陸海軍兩式に制定あらせられたる一事に至りては軍人が陛下の股肱たる事實を表證するもので、軍人の名譽たる事は勿論軍服に至大の尊嚴を加へたるものといふべきである。

又軍人は服装に依て戦闘の任務を完ふることが出来るのであるから平素之を尊重せなければならぬ。服制は、准士官以上と、下士官兵とに大別し、將校准士官には、正装、禮装、通常禮装、軍装、略装の五種。下士官にありては、軍装及略装の二種がある。

二、軍装 軍装は軍人本然の服装と稱すべきもので、戦闘を基準として制定せられてある。軍衣袴がカーキ色であるのを見てもすぐ了解が出来る。

軍装を用ふる場合は、出征の場合、禁闕守衛勤務、衛戍勤務、風紀衛兵勤務、廉ある演習、觀兵式、儀式、祭典等である。又下士官兵に在りては、准士官以上の正装、禮装、通常禮装を行ふ場合に軍装を行ふ。着装法 着装法は將校准士官と下士官とは相當異つて居る。又、各兵科、各兵種、其他戦闘任務の異なるに従つて多少の差がある。

步兵下士官兵の軍装は概ね左の通りである。

軍帽 鐵帽及略帽を用ひない場合。

鐵帽 着用せない時は背囊に附し又は背負ふ。

略帽 鐵帽と併用し、或は之のみを用ふ。

軍衣袴 カーキ色。

軍靴 上編靴及卷脚絆。

背囊、外套、携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜囊、刀、銃、銃劍、雙眼鏡、拳銃、喇叭等。

(輜重特務兵に在りては、背囊の代りに、脊負袋を用ふる。)

將校准士官の軍装は、雜囊を用ひず圖囊を用ひ、携帶天幕、携帶器具、手旗等を除くのである。

### 三、儀式の軍装

觀兵式、其他諸儀式の場合の軍装は右の中より、携帶天幕、飯盒、携帶器具、手旗、水筒、雜囊、拳銃、雙眼鏡を除くのである。

略装 將校以下全員の日常の服装で廣く用ひられ、平常の演習、勤務、營内の生活、外出等に用ふる。下士官兵の外出の時及單獨にて儀式祭典に列する時は軍衣に肩章を附する。

### 四、正装、禮装、通常禮装

將校准士官のみの服装で、正装は正帽、前立、正服、飾帶刀、正緒等で、拜謁、四大節等に參内する時、自家の賀儀葬祭等に用ふる。

禮装は、正装より、前立及飾帶を除いた服装で、宮中の晩餐に陪席する時等及親族の賀儀葬祭にも用ふる。

通常禮装、軍帽、軍衣袴、靴、手袋、刀等で、廉ある儀式等、廣く用られる。軍衣には肩章を附する。

各服制は口繪に示してある。

### 五、勳章及記章の佩用

正装、禮装、通常禮装には勳章記章全部を佩用する。但通常禮装の場合は、最上級の勳章及金鷄勳章、又は其一種を佩用するを得。

軍装には、勳章記章を佩用し或は略綬を佩用する。



## 勳章、記章、徽章

### 勳章

勳章は國家に功績ある者を褒賞し、之を表彰するために定められたるもので、左の六種がある。  
大勳位菊花章 偉勳ある者に賜はる勳章で、大勳位菊花章頸飾、大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章の三種がある。

金鷄勳章 軍人にして武功拔群の者に賜はる勳章で功一級から功七級に至る七種あり。

旭日章 國家に功績顯著なる者は賜はる勳章で左の八種がある。

一等旭日桐花大綬章、勳一等旭日大綬章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬章、勳四等旭日小綬章、勳五等雙光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章。

瑞寶章 國家に功勞ある者又は積年の功勞ある者に賜はる勳章で、勳一等から勳八等までの八種がある。  
寶冠章 婦人の功績ある者に賜はる勳章で、勳一等から勳八等までの八種がある。

文化勳章 文化の發達に關し、勳績卓絶なる者に賜はる單一級の勳章である。

### 感狀、記章、徽章

一、軍人傷痍記章 軍人傷痍記章は昭和十三年八月三日勅令に依て制定されたもので、甲乙二種に分れ、甲種軍人傷痍記章は、戦闘又は戦闘に準ずべき公務の爲、乙種軍人傷痍記章は普通公務の爲、傷痍を受け又は疾病唯だ盾鏃裏面側面の色が甲種は金色、乙種は銀色である。甲乙種共、地金、寸法、武神像には異なる所なく、  
二、感狀 感狀は軍司令官又は獨立師團長及海軍の艦隊司令長官、獨立司令官が部下、軍人、軍隊にして左に

列擧する各項に該當する拔群の功績ありたりと認むる時授けるものである。

1. 敵前で拔群の功を顯はし、其の行爲が軍人の模範とすべきとき。

2. 特別の任務を受け、危険を冒して敵前に行動し、爲に我が軍に勝利を得させたとき。

3. 戦闘中自分の長官の危急を救ひ又は敵の將官を捕へ、或は敵の軍旗を奪ひ取つたとき。

4. 前三項と同様の拔群の武功ありしとき。

三、褒章徽章 褒章徽章は各兵科の下士官、兵にして、其の兵科特有の技術に對し、優秀な伎倆を有する者に與へられるものである。其種類は歩兵、騎兵、小銃徽章、歩兵、騎兵輕機關銃徽章、機關銃徽章、歩兵砲徽章、劍術徽章、騎兵馬術徽章、砲兵照準徽章、砲兵觀測徽章、同通信徽章等がある。

四、勳功章 勳功章は營内居住の各兵科下士官が、任官後六年以上勳績し、勤務精勵、品行方正、學術優等で下士官の儀表たる者に與へられる。

五、精勵章 人營後六月以上經過した營内居住の兵（下士勤務を命ぜられた者を除く）のうち、品行方正、勤務勉勵な者を表彰するため、與へられるものである。

六、善行證書 下士官、兵が在隊間を通じて、品行方正、勤務に勉勵し、且學術技藝に熟達した者を表彰するために、退營のとき與へられるもので、生涯其の人の善行經歷を飾る名譽の證書である。

七、下士官適任證書 各兵科各部の兵のうち、志操確實、品行方正、勤務勉勵、學術優秀で、其の兵科又は其の部の下士官の勤務に服し得る才能をもつ者に、與へられる證書である。此の證書を持つ者は、機會あれば、下士官に任官される。

八、記章の種類 從軍記章、外國との戦争に従事した軍人軍屬に従軍の章として賜はる。次の通りである。

明治七年從軍記章（臺灣の役）

明治二十七八年從軍記章（日清戦争）

明治三十三年從軍記章（北清事變）



明治三十七八年從軍記章（日露戰役）  
大正三年乃至九年從軍記章（日獨戰役）（世界戰爭）  
其他憲法發布記念章、大禮記念章、戰捷記念章等がある。

### 兵役及服役

#### 兵役

- 一、憲法に依て 我國の臣民は何人も法律の定める所に依り兵役の義務を有するのであるが、兵役法では男子のみに制限してある。
- 二、兵役の區分 常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役の四種に區分する。  
常備兵役は、現役、豫備役に區分す。  
補充兵役は、第一補充兵役、第二補充兵役に區分す。  
國民兵役は、第一國民兵役、第二國民兵役に區分す。
- 三、兵役の失格 六年の徵役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は、國民の最大光榮たる兵役に服することが出来ない。  
兵役は戶籍法の適要を受くる者のみに限られてあるが、最近朝鮮にも志願兵制度を設けられた。

#### 服役

- 一、服役の開始 第一國民兵役、男子滿十七歳に達すると總ての者悉く第一國民兵役に服するのである。然るに此嚴然たる服役を、自ら知らぬものが多い。別に役場等より通知がないからでもあるが、男子滿十七歳に達した其日から名譽ある兵役に服し滿四十歳迄續くのである。

二、徵兵検査と服役區分 男子滿二十歳に至ると徵兵検査がある。此検査の結果で爾後の服役を定められる。検査の結果甲種、第一乙種、第二乙種は現役に適するものである。

丙種は、國民兵役に適するもの。  
丁種は兵役に適せざるもの（兵役免除となる）。

戊種は病氣中又病後等にて兵役の適否を判定し難きもの（翌年更に検査を行ふ）  
現役兵に採用する人員は毎年、勅令に依り定められる。多くの場合甲種で略ぼ間に合ふのである。從て第一乙種、第二乙種は、現役兵に適するものであるが、之を補充兵役に充てる。第一補充兵役の數も亦勅令で定められるから、第一乙種から、第一補充兵を取り、其餘りは第二補充兵となる。

なほ甲種でも抽籤番の末の者は、補充兵役となり、反對に第一乙種でも番の若きものは現役となることがある。

#### 三、服役年限

- |        |   |
|--------|---|
| 現役     | 陸軍二年、海軍三年                                       |
| 豫備役    | 陸軍四年四ヶ月、海軍四年として現役を終りたる者が服する                     |
| 後備兵役   | 陸軍十年、海軍五年として常備兵役を終りたるものが服する                     |
| 第一補充兵役 | 陸軍十二年四ヶ月、海軍一年とし、現役に適するもの内より現役兵員を超過する者の中所要の人員が服す |
| 第二補充兵役 | 十二年四ヶ月、現役兵に適する者より、現役及第一補充兵役に徵せざるものが服す           |
| 第一國民兵役 | 後備兵役を終りたるもの、及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして、補充兵役を終りたるものが服する |
| 第二國民兵役 | 滿十七歳より四十歳迄の者で常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる者が服する    |



四、服役の延長 戦時事變、又は平時でも守備、警備の爲必要ある時、其他重要なる演習、觀兵式、天災等の場合は服役を延長することがある。

五、徵集 徵集と謂ふ言葉は、徵兵検査で、現役及第一第二補充兵役に充てることを謂ふ。丙種のもが第二國民兵役になることは徵集とは謂はない。

徵集の順序は甲種、第一乙種、第二乙種の各兵種毎に抽籤に依て定める。學生等で徵集延期を願つたものは、一般の抽籤権を放棄したものであるから籤無しで一番の上位につく。

併し斯様な人が二人以上ある時は、此等の者丈で別に抽籤し、籤外何番と稱する。

六、召集 在郷軍人（歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役等）及國民兵を軍に召されることを謂のである。簡閱點呼も召集の中に入るべき性質のものである。

#### 召集の種類

- 一、充員召集 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人を召集するを謂ふ
  - 二、臨時召集 戦時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在郷軍人を召集し、又は平時警備、其他の必要に因り歸休兵又は服役第一年度の豫備兵を召集するを謂ふ
  - 三、國民兵召集 戦時又は事變に際し、國民兵を召集するを謂ふ
  - 四、演習召集 勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ふ
- 充員召集の演習を爲す目的で充員召集の手續に準じて實施する演習召集を特に「臨時演習召集」と謂ふのである
- 教育召集 教育の爲第一補充兵を召集するを謂ふ
- 補缺召集 在營兵の補缺を要する時臨時歸休兵を召集するを謂ふ

#### 簡閱點呼

簡閱點呼は、豫備役、後備役の下士官兵及第一補充兵を參會せしめ、之を點檢、査閲して、何時充員召集があつても差支へなく、克く準備が出来て居るが否やを點檢し且色々の教育指導を行ふもので、一日間丈である。

簡閱點呼參會回数及年次は概ね左の如である。

豫備役後備役下士官。通常一年置き。

豫備役後備役及第一補充兵（未教育者を除く）。服役間を通じ五回とし通常一年置き。

未だ教育せざる補充兵。服役間を通じ四回とし通常二年置き。

簡閱點呼は本籍地で受けるのが本則であるが、手續をすれば寄留地でも受けられる。又已を得ざる特別の事故がある時は不参加を願ひ出づることも出来る。

總て兵役關係のことは本籍地本位であつて、本籍地で徵兵検査を行ひ召集も亦本籍地の軍隊に入るのである。併し身體検査及平時的の演習召集、教育召集は本人の便宜を顧慮して手續をすれば寄留地で出来ることに定められて居る。

#### 軍人恩給救恤

- 一 軍人の恩給は次の七種ある。
  - 1、普通恩給
  - 2、増加恩給
  - 3、傷病年金
  - 4、一時恩給
  - 5、傷病賜金
  - 6、扶助料
  - 7、一時扶助料
- 二 普通恩給とは准士官以上の軍人在職十三年以上、下士官以下の軍人在職十二年以上又は平時戦時公務の爲傷痍を受け若は疾病に罹り、現役を退く者に給するものである。
- 三 増加恩給とは公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り、不具、廢疾となり現役を退くとき、普通恩給に加へて支給するものである。
- 四 傷病年金とは公務の爲永續性を有する傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具、廢疾の程度に至らざるも勅令



の定むる程度に達し之が爲一年以内に退職したるとき、又は下士官以下の軍人にして退職後一年以内に之が爲一種以上の兵役を免せられたる者に給するものである。

五 一時恩給とは准士官以上の軍人在職年三年以上十三年未満、又は下士官在職年三年以上十二年未満で退職したるとき給するものである。

六 傷病賜金とは下士官以下の軍人公務の爲傷病を受け、又は疾病に罹り、傷病年金を給せらるゝの程度に至らざるも、之が爲退職し、又は退職後一年内に一種以上の兵役を免ぜられたるとき給するものである。

本賜金は普通恩給又は一時恩給と併せ給することが出来る。

七 扶助料とは普通恩給を受け、又は之を受くべき資格を有する者が死亡した時、其遺族に給するものである。

八 一時扶助料とは第五條に掲ぐる在職年數中に死亡したる時其遺族に給するものである。

九 軍人が従軍した時は、戦地では従軍一月に付三月戦地外では従軍一月に付一月半在職年を加算せらるゝものである。

其他戒嚴地境内の勤務外國鎮戍、滿洲國、臺灣、朝鮮勤務、邊陲又は不健康地の勤務等には勤務一ヶ月に付半月乃至二月在職年數を加算せらるゝものである。

### 軍旗の尊嚴

軍旗は一に聯隊旗と云ひ歩兵聯隊及騎兵聯隊に限り親授せらるゝもので、陸下の御影と思惟すべき聯隊唯一の最榮貴重の標章であります。されば軍旗の榮辱は即ち國家の榮辱で、萬一之を敵手に委することあらば聯隊の不名譽之より甚だしきはなく千古雪ぐべからざる大恥辱であります。平時は之を隊の一室に奉置す。常に護衛兵を附し全聯隊の運動するときでなければ容易に之を出しません。若し出す時は故參少尉之を捧持し、四名の護衛兵を附し護衛兵の歩兵は着劍し、騎兵は抜刀して之を護衛するのであります。

### 陸軍禮式

禮式は之を分つて敬禮及儀式の二種とします敬禮は又室の内外に依り或は軍人の間或は軍人と軍隊との間或は軍隊交互の間等によりて各特別なる規定があり上將校より下兵卒に至るまで皆之を遵奉し決して之を紊る者はありません儀式には儀仗送迎及伺候式觀兵式禮砲式等あつて儀仗とは兩陛下又は高貴の人に儀仗の爲めに軍隊を供奉せしむることを云ひ又兩陛下及高貴の人軍隊屯營地發着の時送迎の爲軍隊を整列するを送迎式と云ひ行在所又は旅館に將校の參伺するを伺候式と云ひます觀兵式は天長節、陸軍始其他臨時の儀式に依り軍隊を集合し觀閲に供するもので之を閱兵式及分列式の二種に分ちます禮砲式とは砲臺砲兵屯營の地に於て祝禮の爲め空砲を放發すること紀元節、天長節又は臨時の祝日及兩陛下に對して百一發を放ち其他二十一發乃至十三發等放發數に種々なる區別があります。

### 海軍禮式

海軍に於ける普通の禮式は陸軍と大なる差はありません今其特殊なるものを擧ぐれば禮砲、登桁禮式登舷登索禮式、軍艦に對する敬禮、滿艦飾及艦飾の五であります禮砲は禮砲條例に従ひ軍艦に於て放發する空砲で兩陛下並に皇族外國の貴賓に對しては二十一發を放つ之を皇禮砲と云ひます次に登桁禮式とは兩陛下並に皇族の軍艦に臨御せらるゝ時又は陸海軍將官の公務の時敬意を表する爲め各橋桁上に水兵を整列せしむるを云ふのであります又軍艦の遠航を送り又は將士の歸朝を迎へん爲めに艦内の乗員を悉く上甲板に出し舷端に整列し綱索を攀ぢ登らしめ帽を上げ手布を振つて敬意を表することがある之を登舷登索禮式と云ひます軍艦旗は陸軍の軍旗と同じく帝國の名譽を標章するものですから之を昇降する時は喇叭を吹奏し將校兵卒盡く起立して姿勢を正して敬禮を行ふものであります又滿艦飾は行幸啓の時又は大祭祝日に於て行ふもので各橋頭を亘り艦首より艦尾に至るまで旗旒を揚げ橋頂には軍艦旗を掲げて美麗に裝飾せるもので艦飾とは單に各橋頂に軍艦旗を掲揚す



るを云ふのであります。

## 在郷軍人ノ心得

### 在郷軍人ノ覺悟

一、在郷軍人トハ、歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵（第一、第二補充兵共）ニ在ル在郷ノ軍人ヲ謂フノデアル。

在郷軍人ハ、戦争ノ場合ノ陸軍ノ主力ヲ占ムルモノデアルカラ其ノ素質ノ良否ハ、直ニ國軍ノ戦闘力ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノデアル。

在郷軍人タルモノハ、深ク其責任ノ重大ナルコトヲ銘肝シ、居常在郷軍人ニ賜リタル勅語ヲ服膺シ、軍人精神ヲ鍛錬シ、軍事能力ヲ増進シ以テ國家ノ干城タル實力ヲ涵養スルト共ニ、年齢經歷ニ於テ、郷黨ノ中心デアルカラ、素行ヲ慎ミ、業務ニ精勵シ、國民ノ義務ヲ完シ、以テ忠良ナル臣民トナラナケレバナラナイ。

### 在郷軍人ノ心得

#### 應召準備

二、應召ニ關スル法規上ノ手續、召集ハ總テ、本籍地本位で行ハレル、召集ハ各種ノ令狀（充員召集令狀、臨時召集令狀等）ヲ以テ令達セラルルモノデ之等ノ令狀ハ、本籍地ノ市役所又區役所或ハ町村役場ヨリ本人ニ傳ハルノデアアル、故ニ若シ在郷軍人が本籍地ヲ離レテ、旅行、出稼、寄留等ヲスル時ハ法規ニ示ス手續ヲ爲シテ、令狀ガ滞リナク本人ノ手ニ傳ハル様ニシテ置カナケレバナラナイ、即チ召集ニ關スル法規ヲ知ツテ確實ニ之ヲ實行スルコトガ必要デアアル。

若手續ヲ怠ルナラバ、動員ヲ行ツテモ所要ノ要員ヲ集メルコトガ出來ナイ隨テ戦争ノ第一着タル動員ニ蹉跌ヲ來スノデアアル。

併シ之等ノ手續モ決シテ六ツ箇數コトハナイ。

三、應召ニ關スル心構 動員ニ依ル應召ハ令狀ヲ受ケテカラ、出發迄デ日時ガ甚ダ僅少デアアルカラ平常應召ニ關スル心構ヲ爲シ置キ事ニ臨デ待ツテ居リマシタト謂フ態度デ應召スベキデアアル之ガ爲ニハ自分ノ職業、事業ニ關シ、或ハ家族ニ關シ、又ハ經濟上ニ就テ不安ノナイ様ニシテ置キ、應召後、困ラナイ様デ無ケレバナラナイ、之ガ爲ニハ自分ノミナラズ、家族ヲ十分訓練シ自分ト同様ナ覺悟ヲ持タセルコトガ必要デアアル。

### 軍人精神ノ修養

#### 軍事能力ノ増進

四、軍人精神ノ修養ハ兵科役種ナゾノ區別ナク何人モ一様ニ日常忘ルコトナク努メナケレバナラナイ。之ニハ心ノ置キ所ガ大切デアアル、心ガ正シケレバ自ラ修養ノ出來ルモノデアアル、修養ノ方法トシテハ絶ヘズ、勅諭、勅語ヲ奉讀シ之ヲ服膺シ、日常生活ニ實踐スルノガ最モ善イ。

軍事能力ノ増進ニ至リテハ、軍隊教育ヲ受ケタルモノ、受ケザルモノ、又兵科兵種ニ依テ自ラ相違ガアル。而シテ此修養ハ中々困難デアアルカラ、住居スル土地ノ帝國在郷軍人分會ニ入會シ正會員トナリ、分會ノ統制下ニ在テ修養スルノガ最モ善キ方法デアアル。勿論分會ニ於テモ各役種各兵種ノ者ニ満足スル如ク、教育スルコトハ六ツ箇數カラ、各自ハ典令範、新聞、雜誌、軍書、映畫等ニ依テ軍事智識ノ増進ヲ圖ルコトガ必要デアアル。法規ニ基ク兵役關係ノ諸願届

#### 五、在郷軍人身上移動

出生、死亡、養子縁組、離縁、失踪、轉籍、廢家、絶家再興、分家、氏名族籍變更、國籍ノ得喪、戶籍ノ訂正、寄留、寄留換、本籍地復歸、出生年月日ノ訂正等、之ハ戶籍法、寄留法ニヨリ在郷軍人デナクモ行フベ



キモノデアル、即チ一般臣民トシテノツトメヲ行ナヘバ、兵役關係戶籍簿ニモ記入サレルコトニナル。

六、旅行滞在其他本籍地ノ市區町村ヲ離レル場合

在郷軍人ハ旅行、滞在其他本籍地ノ市區町村ヲ離レル場合ニハ常ニ其行先其ノ他必要ナ事項ヲ同一世帯ノ家族中家事ヲ擔當スル者ニ詳知サセテ軍衛ノ命ヲ濫滞ナク受領スルコトガ出來ルヨウニシテ置カナケレバナラヌ。本籍地市町村外ニ在ル者モ其地ヲ離レル場合ハ同様デアル。

家族ガ無イ爲ニ右ノ規定ニ依リ難イ者ハ軍衛ノ命アルトキ之ヲ傳達スベキ者（成年ノ者ニ限ル）ヲ本籍地市町村内デ定メ連署テ豫メ市町村長ニ届置キ、且其ノ者ニ自己ノ所在ヲ詳知サセテ置カナケレバナラヌ。

七、帝國外ノ地ニ旅行スル者

在郷軍人帝國外ノ地（關東州及滿洲國ヲ除ク）ニ旅行又ハ在留シヨウトスル者ハ出發前左ノ様式デ書面ヲ以テ本籍地ノ市町村長ヲ經テ本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ヅルノデアル。

八、七日以上ヲ要スル地ニ赴カントスルトキ

在郷軍人本籍地カラ旅行日數七日以上カ、ル帝國內ノ地又ハ航海ニ七日以上ヲ要スル水域ニ赴カントスル者ハ前項ニ準ジテ届出ヲナス。

九、朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在留スル者

在郷軍人内地又ハ帝國外ノ地（關東州、及滿洲國ヲ除ク）カラ朝鮮、臺灣、關東州ハ滿洲國ニ到リ當該地域ニ在留スルトキハ在留地到着後十四日以内ニ朝鮮デハ警察署長、問島デハ領事館、臺灣デハ郡守、市尹又ハ支廳長、關東州デハ民政署長又ハ同支署長、滿洲國デハ警察署長又ハ領事館ヲ經テ師團長又ハ軍司令官ニ届出スル。

届出ノ様式ハ外國在留届ニ準ズル。

十、在郷軍人所在不明届

在郷軍人デ所在不明ノ者ガアルトキハ、憲兵又ハ警察署長ノ證明書ヲ添ヘテ其戶主（本人戶主ナレバ家事ヲ

擔當スル者）カラ十四日以内ニ本籍地市町村長ニ届出ルノデアル。

十一、市町村長、助役、收入役又ハ帝國議會、府縣會、市町村會議員等ニナツタトキノ届出

此場合ハ勤務演習、簡閱點呼ヲ免ゼラレルモノデアルカラ、之ニ就イタトキハ其日ヨリ十四日以内ニ本籍地市町村長又ハ町村長ヲ經テ、本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヅルノデアル其職ヲ退イタトキモ亦同様デアル、又之等ノ者ハ願ニ依テ演習召集、簡閱點呼ヲ受ケルコトガ出來ルガ、其場合ノ經由及差出先ハ前同様デアル。

十二、永久服役不能ノ届

在郷軍人、傷痍、疾病ノ爲永久服役ニ堪ヘナクナツタ時ハ在郷陸軍醫官ノ診斷證書若ハ地方醫師ノ病況書ヲ添ヘテ、本籍地市町村長ヲ經テ、本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヅルノデアル。

十三、船員就職（雇止）届

在郷軍人、船舶國籍證書ヲ有スル、船舶ノ船員タル者ハ、其就職ノ日ヨリ十四日以内ニ、其旨ヲ本籍地市町村長ヲ經テ本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ届出ヅベキデアル、其ノ退職シ又ハ雇止シタトキモ同様デアル。

十四、寄留地演習召集願出期日

寄留地ノ軍隊ニ於テ演習召集ニ應ジ度イ者ハ其前年ノ十一月三十日迄ニ到着スル如ク、左記願書ヲ寄留地ノ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シテ寄留地ノ聯隊區司令官長ニ願出ヅルノデアル。

十五、出願期日後ノ寄留者

右ノ期日後ニ本籍地外ノ聯隊區ニ寄留シタ者デ其寄留シタ地ノ師管内ノ軍隊ニ於テ、演習召集ニ應ジ度イ者ハ事情ヲ申出デ市町村長ヨリ寄留ニ關スル證明ヲ受ケ寄留ノ日ヨリ十四日以内ニ到着スル如ク前項ニ準ジテ願出ヲ爲スコトガ出來ル、但令狀受領後デハ願出ルコトハ出來ナイ。

聯隊區司令官ハ都合ニ依リ此ノ願ニ對シテハ許可シナイコトモアル。

十六、寄留地簡閱點呼許可願 在郷軍人寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者ハ毎年三月三十一日迄ニ寄留地ノ聯隊區司令官ニ宛テ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ願書ヲ差出スルノデアル。



此願ハ許可サレルノガ例デアル。

十七、期日後ノ願 願出期日後寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者ハ情ヲ具シ本籍地及寄留地ノ市町村ニ於ケル簡閱點呼執行期日ヨリ各二十日(本籍地ノ聯隊區内ノ寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者ニ在リテハ七日)前迄ニ前願ニ準ジ願出ヲ爲スコトガ出來ル。但シ此場合ハ許可セラレザルコトガアル。

十八、點呼ノ延期願出 避クベカラザル事故ニ因リ簡閱點呼ノ延期ヲ願フ者ハ其事實ヲ證明シ市長又ハ町村長ヲ經由シ本籍地ノ聯隊區司令官ニ願出デルノデアル。

十九、帝國在郷軍人會 在郷軍人ハ、國防上極メテ重要ナル地位ヲ占ムルモノナルヲ以テ平素其修養ヲ圖ル爲帝國在郷軍人會ヲ組織シ、明治天皇ノ御思召ヲ仰キ伏見宮貞愛親王殿下ヲ總裁ニ戴キ、明治四十三年十一月三日ノ佳辰ヲトシ發會式ヲ舉ゲ、大正三年十一月三日優渥ナル勅語ヲ賜リ御内帑金ヲ下賜ラルル等 皇室ノ殊遇ヲ辱フシ、會員一同恐懼感激奮勵努力誓テ 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期シタル結果、極メテ健全ナル發達ヲ遂ゲ、昭和十一年九月勅令ヲ以テ帝國在郷軍人會令ヲ發セラレ、所謂勅令團體トナリ、同年十一月三日重ネテ優渥ナル 勅語ヲ賜ハツタ。

本會ノ目的、軍人精神ヲ修養シ、軍事能力ヲ増進シ、兼ネテ社會ノ公益ヲ圖リ、風教ヲ振作シ、國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ舉グルヲ以テ目的トスル。

本會ハ陸海軍大臣ノ監督ヲ受ケ、毎年國庫補助金ノ交附ヲ受ケテ居ル。  
本會ハ、召集、徵發業務ヲ補助シ、又ハ徵兵、徵募檢査及簡閱點呼ノ際其業務ヲ援助シテ居ル。  
特ニ本會ハ政事ニ干與スルコトヲ禁ジラレテ居ル。

組織、本部ヲ東京ニ置キ、各師管ニ聯合支部、各聯隊區ニ支部、市郡ノ區域ニ聯合分會、町村等ニ分會ヲ設ケ東京、京都等市内ニ多クノ聯合分會アル地ニ在リテハ市聯合會ヲ設ケテ居ル。  
會員、正會員ハ 歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役(第一、第二補充兵役)等デアル。

大正四年十一月三日第一版發行  
昭和十五年九月二十日 印刷  
昭和十五年九月十五日 發行

不許  
複製

非賣品 【第四十一版】

長野縣松本市上横田町一五五五番地  
編輯兼發行 瀧川銀次郎  
東京市王子區王子町一〇八〇番地  
印刷人 赤堀浩  
東京市王子區王子町一〇八〇番地  
印刷所 美光堂印刷所  
電話王子三〇六五番

帝國軍士鑑刊行會

電話一四五〇番  
長野縣松本市上横田町一五五五番地  
編輯長野五四〇五番



405
215



終